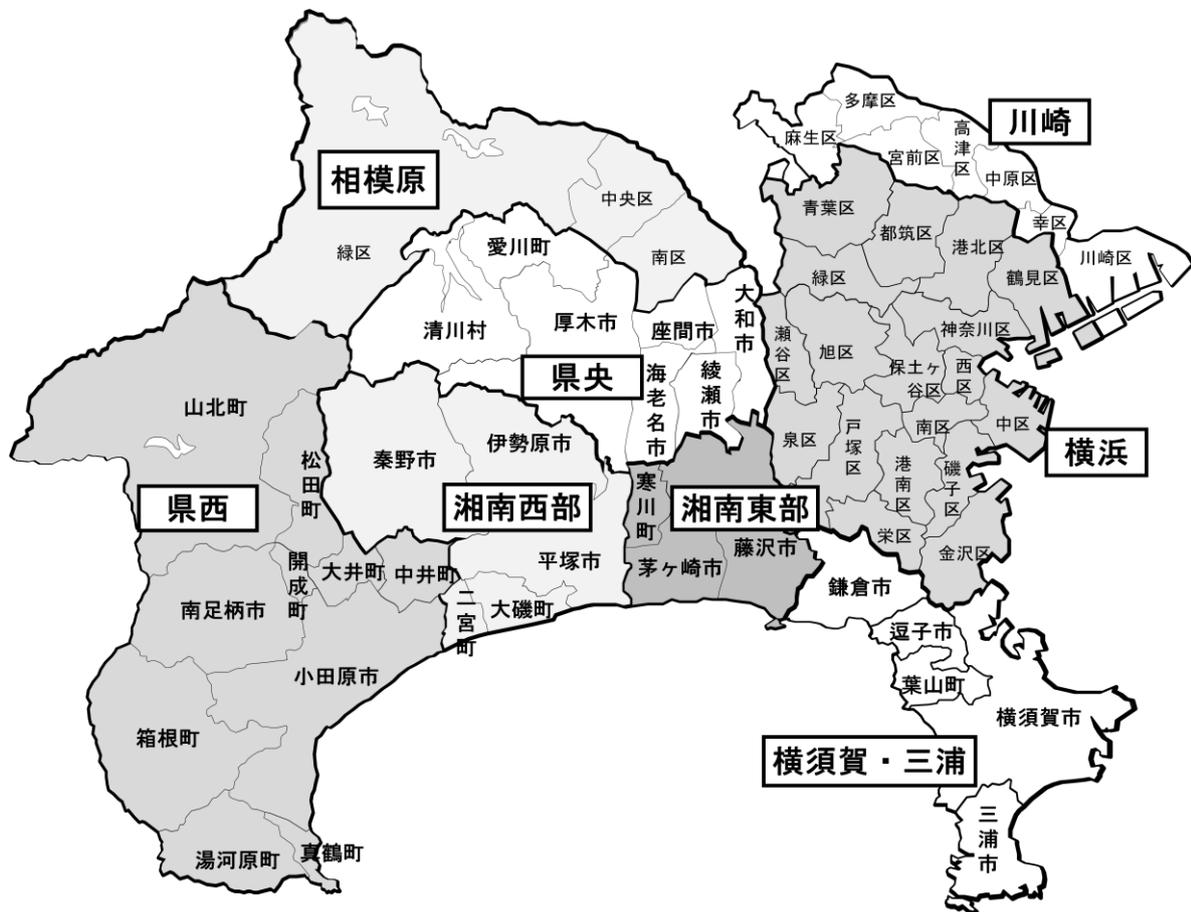


『神奈川県域内の基幹相談支援センターの 実態と求められる役割、機能』に関する報告書

神奈川県 障害保健福祉圏域



神奈川県は平成 18 年度の「障害者自立支援法」の施行により、平成 19 年度から「重層的な支援体制の構築」「広域のかつ専門的な支援」「障害者の福祉の増進」などを目的として、「障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成事業」を実施して参りました。事業の項目として（１）「圏域自立支援協議会の運営」、（２）「相談支援等のネットワーク形成事業」、（３）「圏域事業調整会議の設置・運営」などがあります。各項目の主な内容は以下の通りです。

（１）圏域自立支援協議会の運営

相談支援ネットワークの構築を図るため、都道府県自立支援協議会に加えて、５つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、運営業務は社会福祉法人等に委託し、年２回以上開催する。

（２）相談支援ネットワーク形成事業の実施

５つの障害保健福祉圏域において、相談支援ネットワークなどの形成を図るため、関係機関の連絡調整会議等の開催による各種ネットワークの形成、研修事業等を実施する。

（３）圏域事業調整会議の設置・運営

相談支援等ネットワーク形成事業の取りまとめを行い、圏域自立支援協議会での地域課題の抽出、神奈川県自立支援協議会への報告事項の調整、受託法人間の情報交換の機会、受託法人への必要な支援等を行い、事業の円滑な推進を図る場を設定する。

事業実施の９年目に当たる、平成 27 年度の圏域事業調整会議において、地域課題の抽出に主眼を置き、神奈川県自立支援協議会へ報告できる内容の検討を実施しました。その結果、平成 24 年障害者総合支援法施行に伴い設置することができるようになった「基幹相談支援センター」について、県内の設置状況の実態と求められる役割・機能について調査し、各市町村の設置の取り組みがより一層進むことを願い、検討した成果をここに報告書としてとりまとめました。

圏域事業調整会議事務局
社会福祉法人かながわ共同会
愛名やまゆり園長 高橋 英行

目次

1	はじめに	1
	(1) 作成経緯	
	(2) 作成の趣旨	
2	相談支援について（障害者相談支援とは 相談支援の種類）	3
	(1) 障害福祉サービス等の利用計画の作成	
	(2) 一般的な相談【障害者相談支援事業】	
	(3) 地域生活への移行に向けた支援【地域移行・地域定着支援】	
	(4) 基幹相談支援センター	
3	県内相談支援体制の現状	5
4	調査の実施	6
	(1) 調査方法等概要	
5	調査結果	8
	(1) 基幹相談支援センターに関するアンケート・インタビュー調査結果 【別表2】	
	(2) 基幹相談支援センターに関する追加調査【別表3】	
6	県内の基幹相談支援センターの実態から読み取る現状と課題	51
	(1) 設立経緯、設置に向けた課題	
	(2) 業務、役割のあり方	
	(3) 共通性の高い3項目の現状、課題	
7	まとめ	53
	(1) 基幹相談支援センターの設立状況の類型、委託相談支援事業所との関係性	
	(2) 基幹相談支援センターの役割、機能についての認識	
	(3) 大和市障がい福祉課長からの寄稿	
	(4) まとめ・今後の展望	
8	あとがき	60

【参考資料】

1 はじめに

(1) 作成経緯

神奈川県では、県と各市町村の間に位置する各障害保健福祉圏域(指定都市を除く5圏域)に、圏域自立支援協議会の運営や、相談支援等ネットワーク形成事業を実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」(以下、「圏域ナビ」という。)を委託により設置・運営し、各圏域の相談支援事業所等の強化を図っている。

さらに、県内5つの圏域ナビの効果的な実施を図るため、各受託者等を構成員として各圏域を横断する「圏域事業調整会議」を開催し情報交換等を行っている。

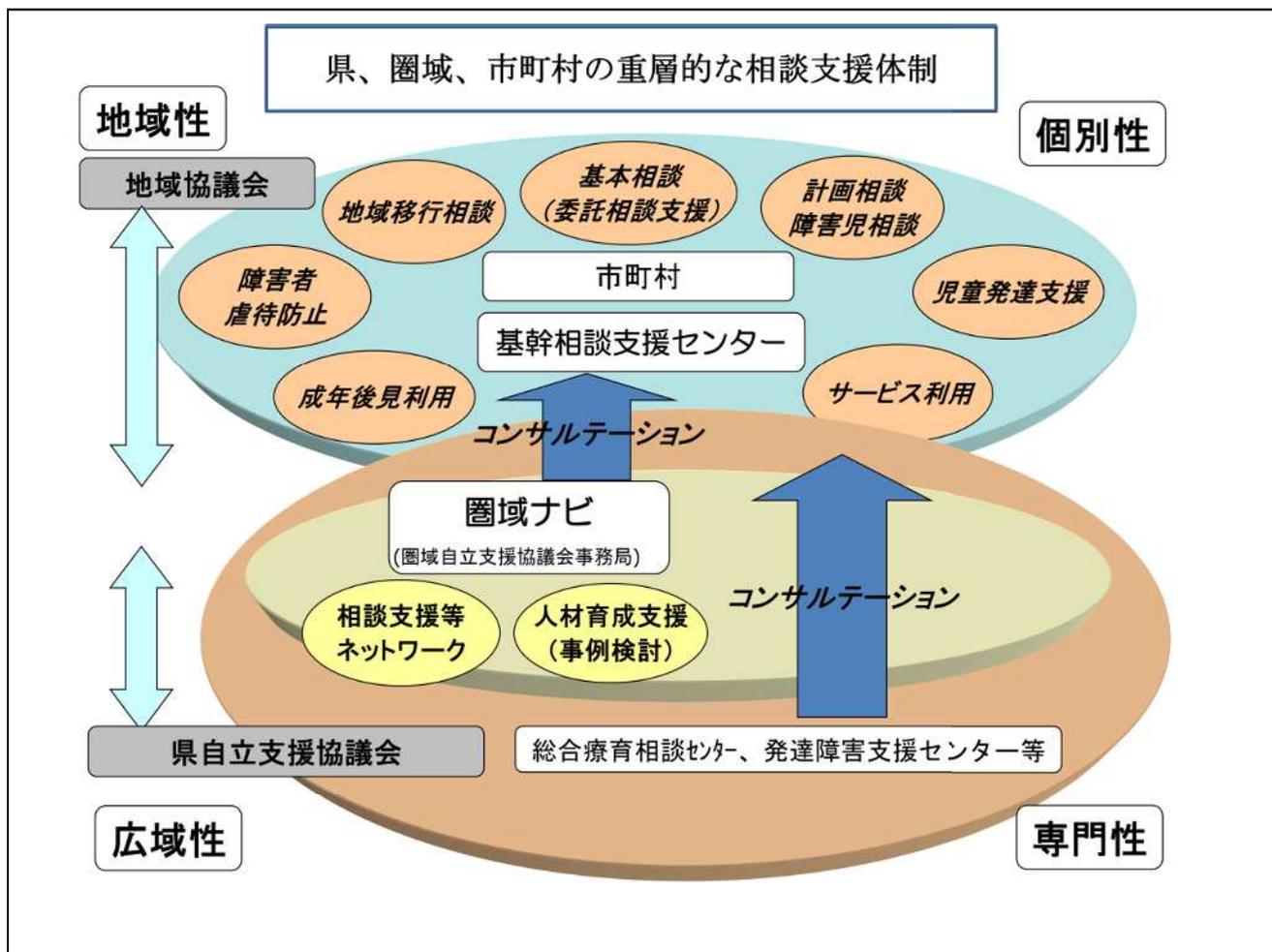
平成27年度の第1回圏域事業調整会議(H27.5開催)において、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置が県内市町で始まっていることが議題となり、これまで圏域ナビが行ってきた地域の相談支援事業所等へのコンサルテーション業務が、基幹相談支援センターの存在によりどのようになるのか、基幹相談支援センターと相談支援事業所、特に委託相談支援事業所との関わりや役割分担はどうなるのか、といった課題意識から、まずは基幹相談支援センターの実態の把握から始めることが必要であるとの結論になった。

こうした議論により平成27年度の圏域調整会議の年間テーマを「基幹相談支援センターのあり方について」とし、基幹相談支援センターの実態等を調査し、その結果をとりまとめることとなった。

(2) 作成の趣旨

前述の議論の結果をもとに、県内の基幹相談支援センターの状況を調査し、その成果や課題を明らかにすることで、設置を検討する市町村に基幹相談支援センターの現状、課題、望まれるあり方等を示すとともに、基幹相談支援センター設置済み市町村に対しては今後のよりよい運営に向けての参考としていただくことを目指した。

また、相談支援に関わる者等に対しては、基幹相談支援センターの役割の再認識や、相談支援の充実・質の向上について考える上での参考としていただくことを趣旨として作成した。



障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業

1 事業目的

障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業形態

障害保健福祉圏域（横浜、川崎、相模原を除く）5圏域の社会福祉法人等に委託し、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を設置
(通称：圏域ナビ)

3 ネットワーク形成事業内容

- (1) 圏域自立支援協議会の運営
- (2) 県障害者自立支援協議会の参画
- (3) 相談支援等のネットワーク形成
- (4) 事例検討会
- (5) 相談支援従事者初任者研修の講師派遣

2 相談支援について（障害者相談支援とは 相談支援の種類）

障害者の地域における生活支援をするために身近な市町村を中心として次の相談支援事業があり、その中の一つとして「基幹相談支援センター」事業がある。

基幹相談支援センターの実態調査の詳細等に入る前に、障害者相談支援の概要について参考として整理しておく。

(1) 障害福祉サービス等の利用計画の作成【計画相談支援・障害児相談支援】

- ・ 市町村長が指定する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所が行う。
- ・ サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
- ・ 平成 27 年 4 月以降、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者等はサービス等利用計画を作成することとなっている。

(2) 一般的な相談【障害者相談支援事業】

- ・ 市町村が行う相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業）であり、市町村直営のほか指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所に委託可。
- ・ 障害者の方等からの一般的な相談として
 - 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う。

(3) 地域生活への移行に向けた支援【地域移行支援・地域定着支援】

- ・ 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が指定する指定一般相談支援事業所が行う。
- ・ 地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。
- ・ 地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

※特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

(4) 基幹相談支援センター

- ・ 市町村が任意で設置できる。指定一般相談支援事業所等へ委託可
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う、地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて次の業務を行う。
 - ① 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・ 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的、専門的な相談支援の実施

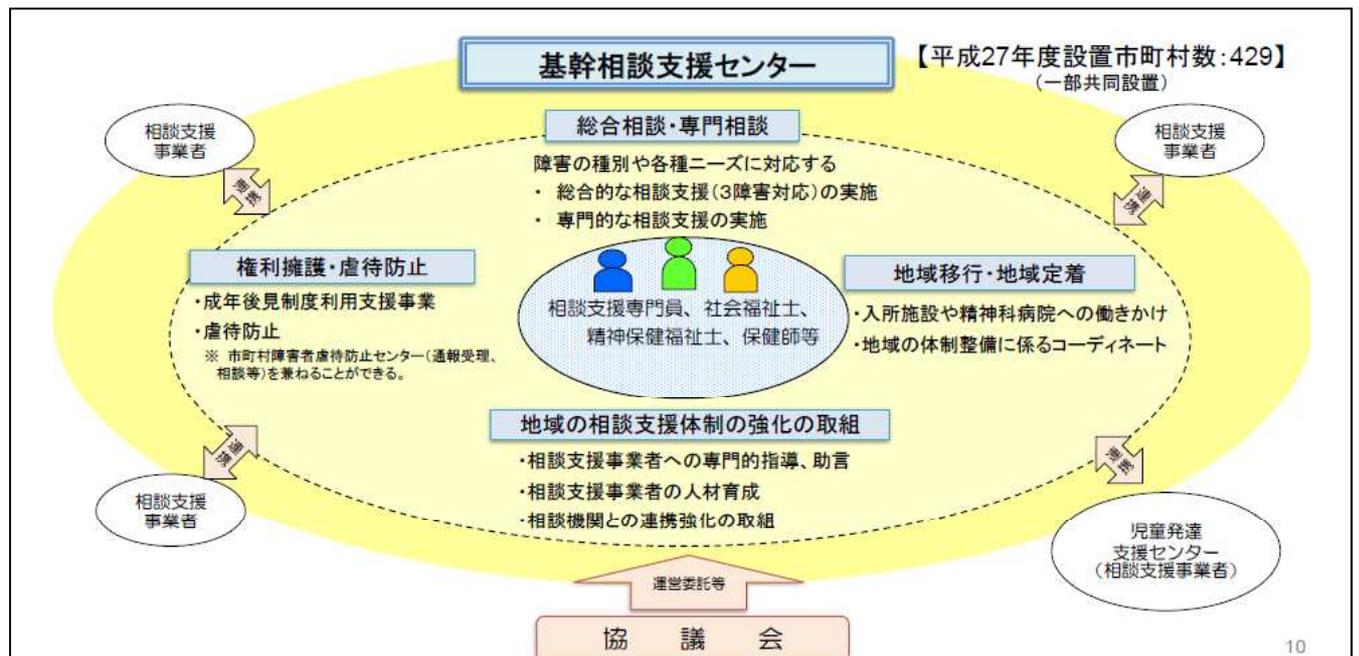
- ② 地域の相談支援体制の強化の取り組み
 - ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言
 - ・相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画等）や相談機関との連携強化等（連絡会議の開催等）
- ③ 地域移行・地域定着の促進の取り組み
 - ・障害者支援施設や精神科病院等に対する地域移行に向けた普及啓発
 - ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- ④ 権利擁護・虐待の防止
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・障害者等に対する虐待を防止するための取り組み

現行の相談支援体制の概略

地活：地域生活支援事業

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定 相談支援事業者、指定一般 相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

厚生労働省「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回）資料2」（平成28年3月14日開催）より



3 県内相談支援体制の現状

県内の障害者相談支援事業、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行、地域定着の相談支援事業状況、基幹相談センター設置状況は次の表のとおり。

平成24年4月にいち早く秦野市、伊勢原市、大磯町にそれぞれ基幹相談支援センターが設置され、平成25年4月に大和市、平成25年10月に藤沢市、平成26年4月に逗子市に設置された。別表1のアンケート調査実施（平成27年7月）後の10月に厚木市にも設置された。

県内の障害福祉相談支援事業状況（政令指定都市・中核市を除く） 平成28年3月末現在

	市町村	①障害者相談支援事業		②指定特定相談事業所数 (計画相談支援)	③指定一般相談事業所数 *(地域移行、地域定着)	④障害児相談事業数	⑤基幹相談支センター	
		実施方法 (委託/直営)	委託事業所数				設置時期	実施方法
1	鎌倉市	委託	3	12	4	11		
2	逗子市	委託	3	3	2	2	H26.4.1	委託
3	三浦市	委託	2	3	2	2		
4	葉山町	委託	3	1	1			
横須賀・三浦圏域			11	19	9	15	1	
5	藤沢市	委託	6	13	3	10	H25.10.19	委託
6	茅ヶ崎市	委託	4	12	3	7		
7	寒川町	委託	1	3	1	3		
湘南東部圏域			11	28	7	20	1	
8	平塚市	委託	3	21	3	17		
9	秦野市	委託	3	14	7	8	H24.4.1	委託
10	伊勢原市	直営(一部委託)	(2)	9	1	5	H24.4.1	直営
11	大磯町	委託	1	1	1	1	H24.4.1	委託
12	二宮町	委託	1	2		1		
湘南西部圏域			8	47	12	32	3	
13	厚木市	委託	4	10	3	3	H27.10.1	委託
14	大和市	委託	4	12	5	6	H25.4.1	委託
15	海老名市	委託	2	6	2	4		
16	座間市	委託	3	9	3	6		
17	綾瀬市	委託	1	6	1	2		
18	愛川町	委託	2	1		1		
19	清川村	委託	2					
県央圏域			18	44	14	22	2	
20	小田原市	委託	4	14	7	10		
21	南足柄市	委託	1	3	1	1		
22	中井町	委託	1					
23	大井町	委託	1					
24	松田町	委託	1	1		1		
25	山北町	委託	1					
26	開成町	委託	1					
27	箱根町	委託	4					
28	真鶴町	委託	4					
29	湯河原町	委託	4	2		2		
県西圏域			22	20	14	14		
合計			70	158	56	103	7	

*指定一般相談事業所：地域移行、地域定着の両方またはいずれかの指定事業所数

4 調査の実施

(1) 調査方法等概要

ア 実施対象

(保健福祉圏域順)

市町	基幹相談支援センター名	所管課	委託先
逗子市	逗子市基幹相談支援センター	障がい福祉課	社会福祉法人 湘南の凧
藤沢市	ふじさわ基幹相談支援センター	障がい福祉課	特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク
秦野市	秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの	障害福祉課	特定非営利法人 総合福祉サポートセンター はだの
伊勢原市	伊勢原市障害者基幹相談支援センター	障がい福祉課	(直営)
大磯町	大磯町基幹相談支援センター	障がい福祉係	社会福祉法人 素心会
大和市	大和市基幹相談支援センター	障がい福祉課	社会福祉法人 すずらんの会
厚木市 (H27.10 ~)	障がい者基幹相談支援センター ゆいはあと	障がい福祉課	社会福祉法人 かながわ共同会

イ 実施時期・方法 (調査票は巻末に参考として添付)

平成 27 年 7 月 17 日～8 月 25 日	6 市町の所管課、委託先へアンケート調査票送付【別表 1】・回収。
平成 27 年 8 月 11 日～8 月 20 日	6 市町の所管課、委託先へ訪問し、インタビューを実施。
平成 27 年 10 月 26 日	中間報告【別表 2】について、圏域調整会議・検討会にて検討。厚木市を調査対象へ追加。
平成 28 年 1 月 5 日～1 月 25 日	検討会での結果から共通 3 項目を追加整理

【アンケート・インタビュー調査】

平成 27 年 5 月時点で基幹相談支援センター設置済み 6 市町の所管課と委託先を対象に、アンケート調査票【別表 1】を事前に送付した。

アンケート調査票の回収結果をもとにさらに詳細な回答を得るため、圏域ナビ担当者や事務局が基幹相談支援センターを訪問しインタビューした。

【中間報告の検討会、追加調査】

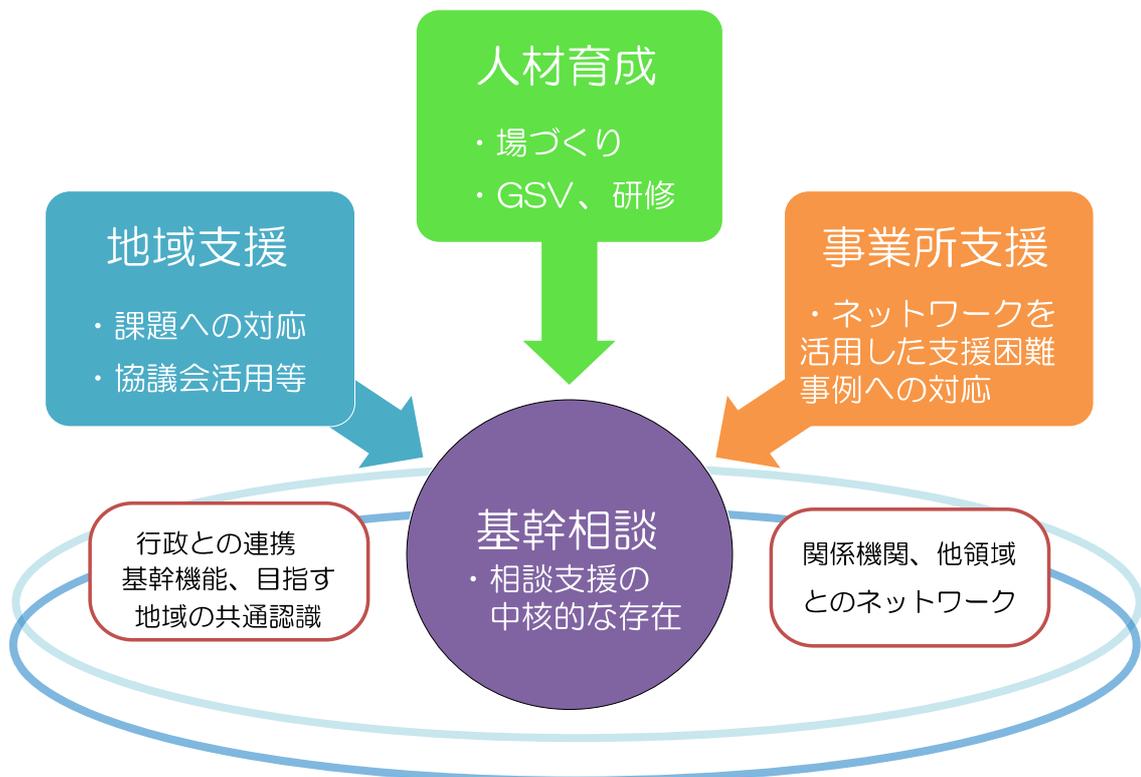
平成 27 年 10 月の圏域調整会議・検討会で、中間報告の【別表 2】について、逗子市、藤沢市、大和市、秦野市、伊勢原市、の基幹相談支援センター担当者と市町障害福祉主管課担当者などにオブザーバー出席していただき、調査票の回答やインタビューでは表現しきれなかった、基幹相談支援センター設置前後の相談支援体制の経過と設置後の事業運営などの課題や今後の展望を共有した。

その中で、**基幹相談支援センターによる委託相談支援事業所等との関係性**を包括的なテーマとしつつ、共通していることや課題を絞り込み、アンケート・インタビュー調査結果における問 20「**基幹相談支援センターの現在の状態について**」の共通性の高い項目として

- ①「**相談支援専門員の人材育成**」、
- ②「**支援困難事例に対する支援（事業所支援）**」、
- ③「**協議会を活用した地域課題の整理と活用**」

についての基幹相談支援センターの役割・機能について、さらに調査するために、現状、課題、展望・構想等や、設置前後の取組について追加で調査し整理することとした。【別表 3】

また、平成 27 年 10 月に基幹相談支援センターを設置した厚木市を調査対象に追加することとした。



基幹相談支援センターによる相談支援事業所等との関係性
「基幹相談支援センターの現在の状態について」共通性の高い項目

湘南西部 圏域ナビ 岡西氏 作成利用

5 調査結果

- (1) 基幹相談支援センターに関するアンケート・インタビュー調査結果
【別表2】

基幹相談支援センターに関するアンケート・インタビュー調査の中間報告

調査項目	逗子市 ①障がい福祉課、②支援センター皿	藤沢市 ①障がい福祉課、②えぼめいく	秦野市(まとめ)
問1 設置年月日	平成26年4月1日設置	平成25年10月17日設置	平成24年4月1日設置
問2 設置検討開始年月	①平成25年4月頃 ②平成25年11月頃	平成24年4月頃	平成23年
問3 設置経緯	行政の主導により設置	協議会の検討により設置	当事者団体や関係機関と検討を重ね、平成23年度自立支援協議会(第2回)にはかり、了承の上で設置。
問4 設置に向けた検討会議等の有無	なし	相談支援部会	基幹の設置に向けた検討はしていない。施設間や行政で必要とされてきたNPO法人がそのまま基幹となった。
問5 問4の構成メンバー	なし	市町村障害福祉主管課と委託相談支援事業所 その他(関係課、当事者の代表)	なし
問6 問4の開催頻度	なし	①相談支援部会隔月1回 ②ワーキング毎月1回、相談支援部会隔月1回	なし
問7 設置に向けた検討で一番課題となったこと	業務内容(仕様書等)について	設置形態、運営方法について	業務内容(仕様書等)について
問8 設置に際し、大切にしたいこと(3点)	①困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 地域の事業所へのスーパーバイズ ②相談支援専門員の質を上げる研修の提供 地域の相談支援事業所との連携 高齢者サービスとの連携	相談支援専門員の質を上げる研修の提供 地域の相談支援事業所との連携 地域の事業所へのスーパーバイズ 地域移行のネットワーク作り 行政窓口との連携	困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携
問9 設置前、設置当初、目指していた方向性や理念等	地域の相談支援の拠点として、相談支援事業所に対するスーパーバイズ、各関係機関が有機的に連合するネットワーク形成を図る。	●相談支援専門員の確保、質の向上 ●障がい福祉に関する普及、啓発 ●ネットワークの構築	平成17年3月に策定した秦野市障害者福祉計画(第2期)に掲げた「自立生活を支える相談支援のしくみづくり」を具体的に実施、推進することを目指している。【誰もが、いつでも安心して、気軽に利用できる総合相談体制を整備し、他のサービス事業所から独立した公平・公正なマネジメント機能を持ち、かつ判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見システムおよび災害時の情報拠点等の機能】
問10 委託相談支援事業、指定相談支援事業所との役割分担	委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所においては、直接相談者の話を聞いて抱えている問題の解決を図ることを目指すが、基幹相談支援センターは各相談支援事業所が抱える困難ケースへの対応として、各相談支援事業所に情報提供及びアドバイスを行う。以上のように役割分担すると検討した。	総合支援協議会にて体系図を示し、それを基に役割の検討を行った	現在も、委託相談支援事業所連絡会の中で役割について協議しており、今後指定相談支援事業所等とも役割分担について検討していきたいと考えている。
問11 設置場所	委託法人所有施設内	地域公共施設	地域公共施設
問12 設置形態	基幹と指定相談支援事業所の併設型	基幹単独型	基幹と指定相談支援事業所の併設型
問13 運営方法	単一法人委託(再委託なし)	単一法人委託(再委託なし)	単一法人委託(再委託なし)
問14 法人委託の場合の受託法人の種別	社会福祉法人	NPO法人	NPO法人
問15 人員配置	常勤兼務職員1名	常勤専従職員2名	常勤兼務職員0.5名
問16 職種ごとの人員	管理者1名 相談支援専門員1名	管理者兼相談支援専門員1名 相談支援専門員1名	相談支援専門員0.5名

【別表2】

調査項目	伊勢原市障がい福祉課(直営)	大磯町(地域支援センターそしん)	大和市(まとめ)
問1 設置年月日	平成24年4月1日設置	平成24年4月1日設置	平成25年4月1日設置
問2 設置検討開始年月	平成23年8月頃	平成23年10月頃	
問3 設置経緯	行政の主導により設置	行政の主導により設置	行政の主導により設置
問4 設置に向けた検討会議等の有無	行政内部において検討を行い、委託相談支援事業所向け(平成23年12月)及び障害福祉関係事業所向け(平成24年1月)に平成24年度以降の相談支援体制についての説明会を実施する。	なし	なし
問5 問4の構成メンバー	なし	なし	なし
問6 問4の開催頻度	なし	なし	なし
問7 設置に向けた検討で一番課題となったこと	業務内容(仕様書等)について	その他(町内に他に相談支援事業所がないことによる目的の不明感)	基幹と委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割分担について
問8 設置に際し、大切にしたいこと(3点)	困難支援事例への対応 地域の事業所へのスーパーバイズ 協議会の運営	相談支援専門員の質を上げる研修の提供 地域の相談支援事業所との連携 行政窓口との連携 ※全て大切なので、当てはまるという表現での回答は難しい。	困難支援事例への対応 地域の事業所へのスーパーバイズ 虐待事例への対応
問9 設置前、設置当初、目指していた方向性や理念等	法改正により相談支援体制が大きく変わる中、基幹相談支援センターを中心として、各相談支援事業所における体制整備に関する支援、及び利用者への事業周知、理解についての取り組みを中心に行った。		
問10 委託相談支援事業、指定相談支援事業所との役割分担	基幹相談支援センターはスーパーバイズ機能としての困難事例のみを対象とし、指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)による、まずはの相談窓口を確立することとした。なお、委託相談支援事業については、平成24～26年度の3か年の間に、サービス利用者においては、計画相談支援へ移行することとし委託期間を終了とした。		
問11 設置場所	市庁舎内	委託法人所有施設内	その他
問12 設置形態	基幹単独型	基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型	その他
問13 運営方法	行政直営	単一法人委託	単一法人委託(再委託なし)
問14 法人委託の場合の受託法人の種別		社会福祉法人	社会福祉法人
問15 人員配置	常勤兼務職員6名 非常勤兼務職員1名	常勤専従職員2名 常勤兼務職員2名	常勤専従職員1名 常勤兼務職員0.2名
問16 職種ごとの人員	保健師・看護師等3名 事務員2名 その他2名	管理者1名 相談支援専門員4名 保健師・看護師等1名 事務員1名	管理者1名 相談支援専門員1名 その他1名

基幹相談支援センターに関するアンケート・インタビュー調査の中間報告

調査項目	逗子市	藤沢市	秦野市(まとめ)
	①障がい福祉課、②支援センター風	①障がい福祉課、②えぼめいく	
問17 各職員の所持している資格			
(1) 管理者	社会福祉士1名 初任1名 現任1名	介護福祉士1名 初任1名	
(2) 相談支援専門員	初任1名 現任1名	精神保健福祉士1名 初任1名 現任1名	社会福祉士0.5名 (精神保健福祉士、初任、現任)
(3) ピアカウンセラー			
(4) 保健師・看護師等			
(5) 事務員			
(6) その他			
問18 カバーしているエリアの相談支援事業所数	①市委託相談支援事業所2(②③) 指定特定相談支援事業所2(②③) 指定一般相談支援事業所2(②③) 指定障害児相談支援事業所1(②①)	市委託相談支援事業所6 指定特定相談支援事業所13 指定一般相談支援事業所3 指定障害児相談支援事業所9	市委託相談支援事業所3 指定特定相談支援事業所14 指定一般相談支援事業所7 指定障害児相談支援事業所7
問19 実施している業務内容			
(1) 基本相談(一般的な個別相談事業)	実施していない	実施している	実施している
(2) 指定特定相談支援	実施していない	実施していない	実施している
(3) 指定障害児相談支援	実施していない	実施していない	実施している
(4) 指定一般(地域移行・地域定着)相談支援	実施していない	実施していない	実施している
(5) 困難支援事例対応	困難支援事例の地域機関等からの相談	困難支援事例の地域機関等からの相談	困難支援事例の個別総合相談 困難支援事例の地域機関等からの相談
(6) 協議会の運営に関する事業		事務局の運営 運営委員として参加 専門部会の運営	事務局の運営 運営委員として参加 専門部会の運営
(7) 個別事例における事業所間の調整	①実施していない ②協議会の部会にて調整	サービス等調整会議への出席	サービス等利用計画の作成依頼の調整 サービス等調整会議への出席
(8) 市町村の区域を超えた広域的な調整や連携	基幹相談支援センターではなく、相談支援事業所として圏域協議会に出席	圏域協議会への参画	圏域協議会への参画
(9) カバーエリアの相談支援専門員への支援	相談支援専門員のネットワーク作り(組織化) 相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ	相談支援専門員からの相談対応 相談支援専門員のネットワーク作り(組織化) 相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ	相談支援専門員からの相談対応 相談支援専門員のネットワーク作り(組織化) 相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ
(10) サービス等利用計画の評価	実施していない	実施していない	実施していない
(11) 地域移行～退院支援に関する支援	①地域資源のネットワーク作り ②研修会の実施	地域資源のネットワーク作り 専門職間のネットワーク作り	行っていない

【別表2】

調査項目	伊勢原市障がい福祉課(直営)	大磯町(地域支援センターそしん)	大和市(まとめ)
問17 各職員の所持している資格			
(1) 管理者		社会福祉士1名 精神保健福祉士1名 介護福祉士1名 初任1名 現任1名 介護支援専門員1名	社会福祉士1名 初任1名 現任1名
(2) 相談支援専門員		社会福祉士3名 精神保健福祉士1名 介護福祉士2名 初任3名 現任1名	社会福祉士1名 初任1名 現任1名
(3) ピアカウンセラー			
(4) 保健師・看護師等	精神保健福祉士1名 初任1名	介護支援専門員1名	
(5) 事務員	初任1名	社会福祉士1名	
(6) その他	社会福祉士1名 精神保健福祉士1名 初任1名 現任1名	初任1名(現在研修受講中)	
問18 カバーしているエリアの相談支援事業所数	指定特定相談支援事業所8 指定障害児相談支援事業所4	町委託相談支援事業所1 指定特定相談支援事業所1 指定障害児相談支援事業所1	市委託相談支援事業所4 指定特定相談支援事業所9 指定障害児相談支援事業所6
問19 実施している業務内容			
(1) 基本相談(一般的な個別相談事業)	実施している	実施している	実施していない
(2) 指定特定相談支援	実施していない	実施している	実施していない
(3) 指定障害児相談支援	実施していない	実施している	実施していない
(4) 指定一般(地域移行・地域定着)相談支援	実施していない	実施していない	実施していない
(5) 困難支援事例対応	困難支援事例の個別総合相談 困難支援事例の地域機関等からの相談	困難支援事例の個別総合相談 困難支援事例の地域機関等からの相談	困難支援事例の個別総合相談 困難支援事例の地域機関等からの相談
(6) 協議会の運営に関する事業	事務局の運営	事務局の運営	実施していない
(7) 個別事例における事業所間の調整	サービス等利用計画の作成依頼の調整 サービス等調整会議への出席	サービス等利用計画の作成依頼の調整 サービス等調整会議への出席 その他(何度も出向く、連絡は重ねて)	サービス等調整会議への出席
(8) 市町村の区域を超えた広域的な調整や連携	圏域協議会への参画	圏域協議会への参画 障害福祉施策審議会等への参画	圏域協議会への参画 障害福祉施策審議会等への参画
(9) カバーエリアの相談支援専門員への支援	相談支援専門員からの相談対応 相談支援専門員のネットワーク作り(組織化) 相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ	相談支援専門員からの相談対応 相談支援専門員のネットワーク作り(組織化) 相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ	相談支援専門員研修の企画 相談支援専門員研修の実施 相談支援専門員へのスーパーバイズ
(10) サービス等利用計画の評価	実施していない ※相談支援事業については、協議会において評価、点検を実施	実施している	実施していない
(11) 地域移行～退院支援に関する支援	無回答	地域資源のネットワーク作り 専門職間のネットワーク作り 情報の提供	地域資源のネットワーク作り

基幹相談支援センターに関するアンケート・インタビュー調査の中間報告

調査項目	逗子市 ①障がい福祉課、②支援センター皿	藤沢市 ①障がい福祉課、②えぼめいく	秦野市(まとめ)
問19 実施している業務内容			
(12) 権利擁護に関する事業	①権利擁護に関する地域への普及・啓発 障害者虐待事例への対応 ②権利擁護に関する地域への普及・啓発 研修会(当事者向け、支援者向け)の実施	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発 委託相談支援事業所として虐待ケースの把握を行っている。
(13) 専門相談に関する事業	無回答	無回答	受託はしていない
(14) その他特徴的な取り組み			
問20 基幹相談支援センターの現在の状態について			
(1) 業務内容	①基幹としてのイメージが具体化され、実施できている ②基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない	基幹としてのイメージが具体化され、実施できている	基幹としてのイメージが具体化され、実施できている
(2) 基幹相談支援センターとして確実に実施できている業務	①相談支援専門員の質を上げる研修の提供 地域の相談支援事業所との連携 ②相談支援専門員の質を上げる研修の提供 高齢者サービスとの連携 行政の窓口との連携	困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携 協議会の運営 行政の窓口との連携 地域の事業所へのスーパーバイズ 地域移行のネットワーク作り	総合的な相談業務(三障害に対応) 困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携 協議会の運営 高齢者サービスとの連携 障害児教育分野との連携 行政の窓口との連携
(3) 現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことができるか	①ある程度できている ②あまりできていない	①ある程度できている ②ある程度できている ※現状の人数で、できることは行っている。	できている
(4) できていない場合の原因	②他専門職との連携ができない 担う業務が煩雑すぎる	②担う業務が煩雑すぎる 財源が不足している 必要な人材が確保できない 地域の相談支援体制ができていない	
問21 圏域ナビとの連携、協力関係	①必要なことはできている ②できていない	必要なことはできている	十分できている
問22 基幹相談支援センターとして圏域ナビに求めること	②圏域における課題の共有	●近隣市町村間での情報共有 ●圏域での課題解決にむけたネットワーク作り	圏域地域生活ナビゲーションセンターの地域ネットワークの構築、人材育成等について、ぜひ基幹相談支援センターに助言いただきたい。また、他地域の基幹相談支援センターの動向等も参考にしていきたいので、基幹相談支援センター同士が意見交換できるような場を作ってほしい。
問23 今後の基幹相談支援センターの展望、構想	①各相談支援事業所に対するスーパーバイザーとしての役割が、まだ十分に果たせていないので、今後一層の役割の充実を望む。 ②総合相談の機能の周知、強化	① ●地域課題の抽出 ●総合支援協議会への投げかけ ② ●まちづくり ●地域課題の抽出 ●相談支援体制整備	●地域課題を解決すべく、自立支援協議会(秦野市の場合は、障害者支援委員会)を中心に、秦野市内の障害福祉事業所と連携、支援体制を構築していきたい。 ●一事業所の一利用者ではなく、秦野市の利用者という観点で支援していく視点を持った人材育成をすることを目指していきたい。

※①所管課の回答、②委託先の回答

【別表2】

調査項目	伊勢原市障がい福祉課(直営)	大磯町(地域支援センターそしん)	大和市(まとめ)
問19 実施している業務内容			
(12) 権利擁護に関する事業	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発 障害者虐待事例への対応 障害者虐待防止センターの受託 成年後見利用支援事業の受託 ※障害者虐待防止センターも、障害福祉課設置となっている	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発 障害者虐待事例への対応 成年後見利用支援事業の受託	障害者虐待事例への対応 障害者虐待防止センターの受託
(13) 専門相談に関する事業	無回答	無回答	無回答
(14) その他特徴的な取組み			
問20 基幹相談支援センターの現在の状態について			
(1) 業務内容	基幹としてのイメージが具体化され、実施できている	その他(他事業所がない為、町のイメージがそのまま具現化)	基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない
(2) 基幹相談支援センターとして確実に実施できている業務	総合的な相談業務(三障害に対応) 困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携 高齢者サービスとの連携 協議会の運営 障害児教育分野との連携 行政の窓口との連携 地域の事業所へのスーパーバイズ 虐待事例への対応 地域移行のネットワーク作り 成年後見制度利用支援事業	総合的な相談業務(三障害に対応) 困難支援事例への対応 相談支援専門員の質を上げる研修の提供 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携 高齢者サービスとの連携 協議会の運営 障害児教育分野との連携 行政の窓口との連携 地域の事業所へのスーパーバイズ 虐待事例への対応 地域移行のネットワーク作り 成年後見制度利用支援事業	総合的な相談業務(三障害に対応) 事業所内のOJT指導 地域の相談支援事業所との連携 協議会の運営 行政の窓口との連携 地域の事業所へのスーパーバイズ 虐待事例への対応
(3) 現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことができるか	あまりできていない	できている ※役割の大きさの捉え方でできているというふうには、言えるとしたら自己満足。常に相互けん制、目標を変化させながらなので、できるの評価は、もっと客観的なはず	ある程度できている
(4) できていない場合の原因	必要な人材が確保できない その他(コミュニティソーシャルワークのスキルのある人材の確保)		
問21 圏域ナビとの連携、協力関係	十分できている	十分できている	必要なことはできている
問22 基幹相談支援センターとして圏域ナビに求めること	●基幹相談支援センターへのスーパーバイズ機能 ●近隣市町村での地域格差を軽減する為の取組み(例えば、担当者レベルでの市町村間の情報交換の場や協議会見学会など)	勉強会、研修、自立支援協議会(地域、圏域)、その他において、十分助言をいただき、実際に動いてもらっている。	●人材育成(研修等) ●圏域でのネットワーク形成
問23 今後の基幹相談支援センターの展望、構想	法改正をきっかけに相談支援体制が整備されている中、相談支援に携わる相談員のスキルについて問われ始めている。利用者との信頼関係を築き、安心して相談ができる人材を多く地域に設置することで、安心感、地域力の向上に繋がるものと考えている。その為、伊勢原市における相談支援体制、ビジョンを共有し、各関係機関が共に連携した取組みを実施することが重要であり、その役割を担うのは中核的な存在である基幹相談支援センターであると考えている。またその中で、地域協議会の活用、活性化も一つの方法であると考えている。伊勢原市は立ち上げ当初より行政主体ではあるが、将来的には地域に定着化させるためにも、役割をバトナッチできるよう、事業所育成も行いながら検討していきたいと思う。		

(2) 基幹相談支援センターに関する追加調査【別表3】

基幹相談支援センターの概要

- ①「相談支援専門員の人材育成」
- ②「支援困難事例に対する支援（事業所支援）」
- ③「協議会を活用した地域課題の整理と活用」

基幹相談支援センターの概要

逗子市基幹相談支援センター

市町村名	逗子市
設置年月日	平成26年4月1日
設置経緯	平成25年4月市にて設置を検討、アドバイザー的な役割を果たすのは地域に根差して活動を続けている専門機関である事業所に委託した方が、より効果的であると判断し、行政の指導により平成26年に社会福祉法人湘南の風支援センター風へ委託、設置となった。
検討状況	基幹の設置に向けた検討はしていない。
設置方法 (選定方法)	単一法人委託
センター名	逗子市基幹相談支援センター
受託法人種別	社会福祉法人
受託法人名	湘南の風
人員配置	①センター長(常勤専従/初任・現任/社会福祉士) ②相談支援専門員(常勤専従/初任・現任)
その他	
設置場所	逗子市桜山7-12-4 支援センター風内
人口	約57,600人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	3カ所
指定特定相談支援事業所	5カ所(委託相談支援事業所3カ所含)
指定一般相談支援事業所	2カ所(委託相談支援事業所2カ所含)
指定障害児相談支援事業所	2カ所

取組事例(設置後1年)

逗子市における課題を市と委託事業者で協議し内容を検討し、相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、介護支援事業所等を対象とした研修会を実施しました。

基幹相談支援センターの概要

ふじさわ基幹相談支援センター

市町村名	藤沢市
設置年月日	平成25年10月17日
設置経緯	<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年度、委託相談部会にて地域課題の整理を踏まえ「相談支援」の在り方の検討を進める。 ●「計画相談」の義務化に伴い中立・公平性を担保しつつ、円滑に実施していくために利用者、支援者にとって重要なことは何か？等の確認・検討を行う。結果として「基幹型相談支援センター」の必要性が問われた。
検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度、相談支援部会にて「基幹型相談支援センター」の設置を視野に入れ、相談支援体制の在り方を検討する。 ●「基幹型相談」「委託相談」「計画相談」の役割や機能の整理を行う。 ●「基幹型相談支援センター」の設置について中立性・公平性を担保することが最低条件であると結論づける。
設置方法 (選定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業の委託法人が中心となりNPO法人を設立する。 ●平成25年10月事業実施に至る。
センター名	ふじさわ基幹相談支援センター
受託法人種別	特定非営利活動法人
受託法人名	特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク
人員配置	①所長(常勤専従/初任/介護福祉士)
	②相談支援専門員(常勤専従/初任・現任/精神保健福祉士)
その他	
設置場所	藤沢市辻堂神台二丁目2番1号 アイクロス湘南2階
人口	約42万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	7カ所
指定特定相談支援事業所	13カ所(委託相談支援事業所4カ所含)
指定一般相談支援事業所	3カ所(委託相談支援事業所3カ所含)
指定障害児相談支援事業所	10カ所

取組事例(設置6カ月前)

- 基幹型相談支援事業及び相談支援事業に関する意見交換会を実施しました。
- 基幹型相談支援センター設置に向けたNPO法人設立の準備を開始しました。

基幹相談支援センターの概要

秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの

市町村名	秦野市
設置年月日	平成24年4月1日
設置経緯	<p>平成17年3月に策定された「第2期秦野市障害者福祉計画」において、「秦野市障害者福祉相談ネットワークの設置」(障害のある方が身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、施設の相談機能のネットワーク化を行い、3障害の連携の強化、総合的、横断的に解決できるようにする)がうたわれ、平成17年7月に秦野市内障害福祉関連施設・機関が集まり、「はだの障害福祉ネットワーク」が発足、相談支援に対する意識の共有化を図った。</p> <p>平成18年1月にNPO法人総合福祉サポートセンターはだのが秦野市から事業委託を受け、平成18年7月に「障害福祉なんでも相談室」が他サービスから独立した中立・公平な機能、3障害の総合相談窓口の拠点として開設した。</p> <p>このような経緯もあり、NPO法人総合福祉サポートセンターはだのが基幹相談支援センター業務を担うことになった。</p>
検討状況	<p>設置経緯、これまでの総合福祉サポートセンターはだの活動(はだの障害福祉ネットワークの運営、秦野市障害者自立支援協議会の運営支援等)を踏まえ、当事者団体や関係機関と検討を重ね、平成23年度第2回秦野市障害者自立支援協議会にて了承された。</p>
設置方法 (選定方法)	仕様書による委託契約
センター名	秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの
受託法人種別	特定非営利活動法人
受託法人名	総合福祉サポートセンターはだの
人員配置	①相談支援専門員(常勤専従/初任・現任/社会・精神保健福祉士)0.5人
その他	<p>市委託相談事業として</p> <p>①相談支援専門員(常勤専従/初任/社会福祉士)</p> <p>②相談支援専門員(常勤専従/初任・現任/社会福祉士・精神保健福祉士)</p> <p>③補助相談員(非常勤専従/初任・現任/社会福祉士・精神保健福祉士)</p> <p>④事務員(非常勤専従職員)を配置</p>
設置場所	秦野市緑町16-3 秦野市保健福祉センター 2階
人口	約16.8万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	3カ所
指定特定相談支援事業所	14カ所(委託相談支援事業所3カ所含)
指定一般相談支援事業所	7カ所(委託相談支援事業所3カ所含)
指定障害児相談支援事業所	7カ所

取組事例(基幹設置前)

障害者自立支援法が施行される前後のことではありますが、秦野市内障害福祉関係施設、機関が集まり、「はだの障害福祉ネットワーク」が発足しました。

平成18年「障害福祉なんでも相談室」開設当初、はだの障害福祉ネットワークに所属する事業所から職員が派遣され、実践の場で一緒に相談支援に携わったことは、相談支援の必要性の意識を高め、他市町村に比べると比較的多く相談支援事業所が開設したことに繋がりました。

基幹相談支援センターの概要

伊勢原市障害者基幹相談支援センター

市町村名	伊勢原市
設置年月日	平成24年4月1日
設置経緯	法改正に伴い、各相談支援事業所での計画相談支援が始まることで、困難ケースへの対応、各相談支援事業所のスーパーバイズ、地域課題の整理、協議会の運営等相談支援における中核的な役割を担う機関が必要となった。 そのため、相談支援事業所の体制整備も含め、当面の間「障害福祉課」にて役割を担うこととした。
検討状況	2カ所で行っていた委託相談支援事業について平成23年度で終了とし、指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)を整備した。 各相談支援事業所における相談窓口を確立させることを目的に、継続ケースについては24～26年度の3カ年の間にサービス利用者においては計画相談支援へ移行することとし委託期間を終了とした。平成24年1月に相談支援体制の見直しについて、事業所説明会を実施した。
設置方法 (選定方法)	直営
センター名	伊勢原市障害者基幹相談支援センター
受託法人種別	—
受託法人名	—
人員配置	①課長
	②常勤(6名)
	③非常勤(1名)
その他	資格取得内容(※重複あり) ・相談支援専門員(3名) ・保健師(3名) ・精神保健福祉士(2名) ・社会福祉士(1名) ・臨床心理士(1名)
設置場所	伊勢原市役所 障害福祉課(本庁 1階)
人口	約10万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	0カ所
指定特定相談支援事業所	9カ所(委託相談支援事業所0カ所)
指定一般相談支援事業所	0カ所(委託相談支援事業所0カ所)
指定障害児相談支援事業所	5カ所

取組事例(設置前)

伊勢原市の場合、2カ所の相談室で行っていた委託相談支援事業があり、法改正をきっかけに平成24年度以降、指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)との業務整理をどのようにするかが課題となりました。

そしてまずは、地域における各相談支援事業所での相談窓口を確立させることを重視することとなり、2カ所で行っていた相談室を閉鎖しました。相談室で対応していたケースについては各相談支援事業所へ振り分け、24～26年度の3カ年の間にサービス利用者においては計画相談支援へ移行することとして委託期間を終了としました。そのため、相談室を閉鎖した後の相談体制、各相談支援事業所の運営状況、及び困難ケースへの対応、スーパーバイズ、地域課題の整理、協議会の運営等相談支援における中核的な役割を担う機関が必要となり、当面の間、市の「障害福祉課」にてその役割を担うこととしました。

基幹相談支援センターの概要

大磯町基幹相談支援センター

市町村名	大磯町
設置年月日	平成24年4月1日
設置経緯	大磯町より基幹型として相談支援をやってほしいとの話がある。
検討状況	
設置方法 (選定方法)	行政より指名される。
センター名	大磯町基幹相談支援センター
受託法人種別	社会福祉法人
受託法人名	素心会
人員配置	①センター長(常勤専従/初任・現任/社会・精神保健・介護福祉士)
	②相談支援専門員(常勤専従/初任/社会福祉士/介護福祉士)
	③相談支援専門員(常勤専従/初任/社会福祉士/介護福祉士)
	④相談支援専門員(常勤専従/社会福祉士/精神保健福祉士)
	⑤相談支援専門員(常勤兼務/初任)
	⑥相談員(常勤専従)
その他	
設置場所	地域支援センターそしん
人口	約3万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	1カ所
指定特定相談支援事業所	1カ所(委託相談支援事業所1カ所含)
指定一般相談支援事業所	1カ所(委託相談支援事業所 1カ所含)
指定障害児相談支援事業所	1カ所

基幹相談支援センターの概要

大和市障害者基幹相談支援センター

市町村名	大和市
設置年月日	平成25年4月1日
設置経緯	<p>大和市では、障害者自立支援法に障害者相談支援事業が規定される以前に、相談支援事業の必要性を強く意識し市単独事業として、平成18年4月から指定管理施設である大和市障害者自立支援センターの1業務とした。その後、平成19年以降から他3法人を加え、いわゆる親亡きあと支援も視野に入れ、障がいのある方や家族が地域で安心して暮らしていることを目指し、現行の障害者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を開始した。</p> <p>当初は、市障がい福祉課が、4法人の相談員の核として、支援困難ケース等の検討会や各種情報提供等を行い、相談員の質の向上や、機関同士の連携強化を図ってきた。</p> <p>こうした中、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、24時間体制が障がい福祉課に求められることとなり、市では、虐待防止センターの委託を検討、その際に、障害者虐待という内容自体、支援困難な高度なケースワークや支援が求められることから、併せて、基幹相談支援センターの委託を検討し、平成25年4月から単年度委託契約方式にて開始した。</p>
検討状況	<p>基幹相談支援センターについては、直営か委託かの選択もある中、市としては、市障がい福祉課の体制の限界も考慮し、試行的に市町村障害者虐待防止センター機能を含め、単年度随意契約方式で実施を選択する。なお、本市の相談支援事業の設置経緯を踏まえ、大和市障害者自立支援センターに委託することの方向性とした。具体的には、平成24年9月に次年度予算積算に向けて、市障がい福祉課内部において、「なんでも・そうだん・やまと」との棲み分けや、基幹相談支援センターの位置づけ、役割、業務の仕様書作成について検討。議会議決後にすずらんの会と調整を行った。</p>
設置方法 (選定方法)	単年度随意契約
センター名	大和市基幹相談支援センター
受託法人種別	社会福祉法人
受託法人名	社会福祉法人すずらんの会
人員配置	<p>①センター長(常勤兼務/初任・現任/社会福祉士)</p> <p>②臨床発達心理士(常勤専従)</p>
その他	
設置場所	大和市鶴間1-19-3
人口	約23万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	4カ所
指定特定相談支援事業所	9カ所(委託相談支援事業所4カ所所含)
指定一般相談支援事業所	4カ所(委託相談支援事業所3カ所所含)
指定障害児相談支援事業所	5カ所

基幹相談支援センターの概要

厚木市障がい者基幹相談支援センター

市町村名	厚木市
設置年月日	平成27年10月1日
設置経緯	<p>市として平成23年度に策定した第3期厚木市障害福祉計画(平成24～26年度計画)を策定する際に議論された。当時、市内には、身体、知的、精神とそれぞれ1つずつ計3カ所の相談事業所があり、その3事業所が厚木市からの委託を受ける形で障害者総合相談室「ゆいはあと」を運営していた。「ゆいはあと」が障害者総合支援法が想定している基幹相談支援センターの機能の一部を果たしているのではないかとという声もあったが、地域の相談支援の中核的役割を担う機関、また、成年後見制度に係る支援なども想定されていることから、この時点でも他の相談支援事業所の増加等を見据えながら、平成26年度の設置を目指すということで計画上決められた。</p> <p>市としては、平成26年度の設置を目指していたが、相談事業所がなかなか増えない等様々な事情があり、また障害者協議会の中や既存の事業所と協議をしていたため、平成27年10月の設置となった。</p>
検討状況	<p>設置経緯を踏まえ平成26年9月から、市障がい福祉課と3委託相談支援事業所にて、毎月1回打合せを行いを検討した。その間11月に厚木市・愛川町・清川村障害者協議会で方向性を提示し協議を行う。</p> <p>平成27年1月から厚木市相談支援事業所連絡会を設置、毎月1回開催し(これ以前は、協議会の相談支援部会を12月までに3回実施した)、厚木市の相談支援体制や課題検討、基幹相談支援センターの事業案や募集要項案が示され協議した。</p>
設置方法 (選定方法)	基幹相談支援事業を受託する法人を、公募型プロポーザル方式により募集し選定する。
センター名	障がい者基幹相談支援センター「ゆいはあと」
受託法人種別	社会福祉法人
受託法人名	かながわ共同会
人員配置	<p>①センター長(常勤専従/初任・現任/社会福祉士)</p> <p>②相談支援専門員(常勤専従/初任・現任/社会福祉士)</p> <p>③相談支援専門員(常勤専従/初任/介護福祉士)</p> <p>④相談支援専門員(常勤専従/初任・現任/精神保健福祉士)※再委託</p> <p>⑤相談支援専門員(常勤専従/初任/精神保健福祉士)※再委託</p> <p>⑥事務員(非常勤専従職員)</p>
その他	<p>専門資格を所持している相談支援専門員による、専門相談の強化として2名を別の委託相談支援業務受託法人(NPO法人ハートラインあゆみ)に再委託している。</p> <p>ピア相談員による相談会等を実施するため、当事者2名に、毎月1回0.5日ずつ再委託している。</p>
設置場所	厚木市中町1-4-1厚木市総合福祉センター内(公共施設内)
人口	約22.5万人(平成27年10月1日現在)
委託相談支援事業所	3カ所
指定特定相談支援事業所	10カ所(委託相談支援事業所3カ所含)
指定一般相談支援事業所	3カ所(委託相談支援事業所1カ所含)
指定障害児相談支援事業所	3カ所

基幹相談支援センターの概要

取組事例(設置2年6カ月前)

平成24年度末の3月に、厚木市障がい福祉課が、市の相談支援体制について事業所説明会を開催しました。そこで、市内の相談支援体制を担う事業所は、障害者総合相談室「ゆいはあと」に係る3委託相談支援事業所しかなく、基本相談や計画相談等を進めていく中、市内に3カ所しか相談支援事業所がない現状では、必要とする全ての障害児者に相談支援が届かないのは明白なことを吐露し、相談支援事業所設置に向け協力を呼びかけました。

3委託相談支援事業所の相談支援専門員からも、現状の「ゆいはあと」と委託相談支援事業所で行う相談支援は、体制的にも精神的にも限界に近づきつつあり、自分たちと一緒に相談支援体制やネットワークを作り、連携協力できる新たな相談支援事業所が必要だと、部会や研修等で繰り返し話し続けました。そのための設置支援や技術支援等を十分に行うことを提示したり、相談支援従事者初任者の案内を、設置してもらえそうな法人に声をかけ受講を後押ししました。

その結果、平成25年度1月に2カ所、平成26年度4月に2カ所、6月に1カ所、1月に1カ所と徐々に指定特定相談支援事業所が増え、平成27年度にも新たに2カ所増え、今現在は10カ所になりました。厚木市相談支援事業所連絡会も平成26年度の1月から毎月開催し、計画相談の進め方の確認や課題整理等行っています。

取組事例(設置1年前)

平成26年度9月から、厚木市障がい福祉課と3委託相談支援事業所が毎月1回のペースで基幹相談支援センターの設置に向けて会合を行いました。市の意向は、当初1法人に委託、再委託は認めないとの方針でしたが、検討を重ねる中で「専門相談の強化」等との名目なら、業務委託の決まりの範囲の中で、再委託可能と条件が緩和されました。

取組事例(設置6カ月前)

厚木市障がい福祉課から、事業所説明会や相談支援事業所連絡会の中で基幹相談支援センターの事業案が示され、現状の障害者総合相談室「ゆいはあと」の事業等を継続し、基幹相談支援センターの役割・機能を付加する方針が示されたことは、平成18年10月に設置された「ゆいはあと」の認知された事業内容等を、障害当事者が混乱することなく、相談が途切れることなく継続的に実施できるものとなりました。

① 相談支援専門員の人材育成

逗子市基幹相談支援センター

	逗子市
設置前	逗子市自立支援会議の定例会議にて、事例報告を毎月開催。相談委託支援事業所3カ所の相談支援専門員、障がい福祉課の担当者の参加で会議を行っていた。計画相談支援についての課題整理や様式の確認、現状の報告が主であった。
現状	平成27年度も引き続き、逗子市自立支援会議の定例会議で事例報告等を行っていたが、同年10月から、テーマを絞り意見交換を行う場とし、相談員の質の向上を図ることを目的としている。また、参加者も限定した相談員のみでなく、参加できる相談員、障がい福祉課の担当者もテーマにより障がい別のワーカーが参加するようにしている。鎌倉保健福祉事務所からも参加がある。 基幹相談支援センター主催で相談員の質の向上のための研修会を実施した。介護保険との併用ケースが多いため、介護を専門とした事業所への参加も要請し、相互理解ができるような場を設けた。
課題	相談支援専門員のより一層の質の向上を図るため、現在の定例会議を活用し、講師を呼んでの勉強会を実施することを市と協議している。
展望、構想	相談支援専門員のより一層の質の向上と共に、相談支援事業所を増やすための取り組み、介護保険事業所との連携を図る取り組みを行うことが必要である。

取組事例(基幹設置後1年)

相談支援事業研修を実施。逗子市の特性として高齢の方が多く、障がいサービスと介護保険サービスを併用している方も多々いるため、第1回は“介護保険ケアマネージャーと相談支援員とで共に支える”というテーマで事例報告後グループワークを実施、活発な意見を交換できる場となりました。

第2回は相談支援員を対象を絞り、“視点を変えて”というテーマで利用者支援の再確認を実施しました。

取組事例(基幹設置後1年半)

逗子市自立支援会議定例会議の中から“他機関、他職種との連携の在り方”“現行サービスについて”“受診・サービスについて”の課題が上がり、幅を広げて協議していく予定です。

① 相談支援専門員の人材育成

ふじさわ基幹相談支援センター

	藤沢市
設置前	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員及び相談支援業務等に携わる相談員に対し、相談支援業務及びサービス等利用計画、障がい児支援利用計画作成等に関するスキルアップ研修やケース検討会議。 ●グループスーパービジョン研修実施(月1回) ●指定特定相談支援事業所連絡会実施(1回/2か月) ●相談支援専門員が顔を合わせ事例を共有することで、相談支援専門員の孤立感を解消し、安心感を得る効果がみられる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員の経験値やスキルに差が生じている中、共通の研修プログラムを実施しているため、スキルに応じた研修が展開できていない。 ●相談支援専門員は、多様なニーズ、新たなニーズへ対応するためのスキル(専門性)を向上する機会が十分に得られていない。 ●限られた人員配置のため緊急対応、アウトリーチ支援が不十分である。 ●多様なニーズや、新たなニーズへ対応するためのスキル(専門性)を向上する機会を人員配置や、組織体制などの理由から作ることができない。
展望、構想	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成に対する研修の体制作りを県協議会の方針を参考に藤沢市バージョンとして実施できる体制作り。 ●参加する相談支援専門員の経験値やスキルの差異を加味した形での実施を検討していく。 ●障害福祉分野における多様なニーズや、緊急時のニーズに対応できる体制、ニーズに応えるための相談員の専門性の向上、これらを実現するための人材確保、育成が求められる。

① 相談支援専門員の人材育成

秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの

	秦野市
設置前	<p>秦野市の障害児者総合相談窓口として、「はだの障害福祉ネットワーク」の運営事務局の立場として、年1～2回程度の頻度で相談支援に係る研修会を実施してきた(制度動向、他市町村の自立支援協議会及び相談支援体制、相談支援スキル、障害支援区分認定調査フォローアップ研修)。</p> <p>この時期は、相談支援事業所、相談支援専門員に限らず、広く秦野市内障害福祉関係事業所に参加周知をしており、入所施設支援員等も参加をしていた。</p>
現状	<p>①基幹相談支援センター研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市の委託仕様書に沿って年2回開催している。 ●相談支援スキルやサービス管理責任者、他職種との連携等が主な研修テーマだが、その時に求められている内容を選定している。 <p>②秦野市相談支援事業所連絡会(事務局:基幹相談支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月1回開催、事例検討会や制度等に関する勉強会を行っている。 ●事例検討は、スキルアップだけではなく、ケースの擬似体験(障害種別や支援の困難さ等から普段関わりの少ないケースを、事例検討を通して一緒に考え、日頃の支援に活かす)や秦野市のケースとして共有し、その先の地域課題の解決に繋げることを目的として、GSVを用いて実施している。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者虐待防止センター(秦野市障害者権利擁護センターライツはだの)、児童発達支援センター(あけぼの園)との共催で、権利擁護・障害者虐待防止、障害児計画相談支援に関する研修会を開催している。 ●計画相談支援の周知といった点で、秦野市内障害福祉サービス提供事業所等からの依頼で、事業所内研修を行った(講師派遣)。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者、参加事業所の固定化 <p>秦野市においては、相談支援専門員のほとんどが他業務との兼務であることや1事業所あたりの相談支援専門員数が少ないことから、研修等への参加時間の確保が難しい状況がある。相談支援の質の担保もそうだが、相談支援専門員が課題を抱え込まずに、相談支援専門員がいつでも相談できるようにすることが必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターの相談支援専門員のスキルアップ <p>相談支援事業所のフォロー、助言等を行う立場として、基幹相談支援センターの相談支援専門員としてもスキルアップしていく必要があるが、日々の業務で精一杯であるのが現状である。</p> <p>現在、湘南西部圏域ナビに事例検討会への助言や、支援困難ケースの対応相談等行なって頂き、基幹相談支援センターとしてすぐに相談ができる機会があるのは非常に有り難い。</p>
展望、構想	<ul style="list-style-type: none"> ●事例検討を継続して行っていくことは重要と考える。 ●相談支援を行っていく中で、他職種、他分野との連携は必須となっていることから、サービス管理責任者や支援員、介護支援専門員(ケアマネジャー)や医療関係者等を巻き込んでの事例検討等を開催し、ネットワークも構築していけるとよい。 ●相談支援専門員がいつでも相談できるように、研修会等の開催だけではなく、基幹相談支援センターが事業所訪問をする等のフォローアップ体制を取れるとよい。

① 相談支援専門員の人材育成

取組事例(基幹設置後)

当センターの取り組みではないものの、秦野市内の一地域の地域包括支援センターが主催している事例検討会に参加しています。高齢、障害に係る事案を中心に支援検討をしていますが、介護保険分野の違い、ケアマネジャーの支援の視点等が学べ、良い機会となっています。障害者の高齢化に伴う課題や老障介護の課題等も多く出ていることから、今後介護保険分野と協働した事例検討の場も設けていきたいと考えています。

取組事例(基幹設置後)

秦野市障害福祉課が主体となり、全ての相談支援事業所を対象にした「秦野市相談支援事業者連絡調整会議」を開催、計画相談支援の事業所の振り分けや今後の相談支援事業所間の連携の在り方等を検討していました。この場で、事業所の状況や事例検討の必要性等が確認、共有できたことで、現在の秦野市相談支援事業所連絡会が定例開催したことに繋がっています。

① 相談支援専門員の人材育成

伊勢原市障害者基幹相談支援センター

伊勢原市	
設置前	平成20年3月に協議会が設置され、福祉サービス部会を年3回実施する中で、相談員及び事業所職員等を対象にした研修会等を行ってきた。
現状	法改正をきっかけ協議会の機能強化を図るため専門部会を再編成し、平成24年度以降は相談支援部会として、毎月実施することとなった。 相談支援部会の活動内容 ●個別事例の分析、および課題整理 ●障害者相談支援事業の充実(ワーキンググループの実施等) ●地域の関係機関等とのネットワーク構築 ●相談支援専門員等のスキルアップ研修等の実施 (GSVの手法を使った事例検討会、事業所見学ツアーの実施等) ●障害者計画・障害福祉計画の点検、評価
課題	相談支援事業所での相談件数が増え、相談内容も多岐にわたっている。各関係機関との調整に苦慮し、板挟みになるなど相談員がバーンアウトしないために、基幹相談支援センターにおける相談員のスーパーバイズ機能について、再検討が必要であると考え。
展望、構想	ストレングスモデルに基づくGSVの手法を使った事例検討会は、相談員のスキルアップだけでなく、参加者同士のネットワーク強化に大変有効である。繰り返し事例検討を行いながら、相談員一人ひとりがその手法を身につけ、個々のケース会議等で実践することにより、ケースを取り巻く地域のネットワーク強化に繋げていきたい。

取組事例(基幹設置後3年)

相談支援部会において事例検討会は今までも行ってきましたが、平成27年度からは神奈川県人材育成ビジョンに基づき、圏域ナビの指導のもと、相談員等のスキルアップ研修として「GSVの手法を使った事例検討会」を年4回にわたり実施をしました。今後も継続して実施する予定です。

取組事例(基幹設置後3年)

相談支援部会、こども支援部会、就労支援部会等で、支援者のスキルアップ研修として、事業所見学ツアーを実施しました。社会資源を直接見て確認することで、利用者及び保護者への確実な情報提供ができます。他事業所の見学を実施する機会があまりないこともあり、今後も協議会の中で実施する予定です。

- 相談支援部会
LMV湘南福祉工場、ひびた、ココおおおやまみち、Leaf海老名教室、海老名市立わかば学園
- 就労支援部会
神奈川能力開発センター、ワークステーションひらつか「夢のタネ」
- こども支援部会
KTC中央高等学院厚木キャンパス(サポート校)

① 相談支援専門員の人材育成

大和市基幹相談支援センター

	大和市
設置前	<p>委託相談支援事業所と行政(障がい福祉課等)で、月に1度の頻度で、事例検討会(支援方針検討会議)を開催、支援困難事例を中心に、各事業所が事例を持ち寄り、支援の方向性や活用できる社会資源等についての検討を行っていた。</p> <p>また、この会議での事例検討の積み重ねから、大和市としての課題整理も行い、自立支援協議会に課題提起も行っていた。この会議の課題としては、委託相談支援事業所が横並びの立場で、検討を行っていたため、課題解決に向け、方向性を導き出すという点では、不十分さがあつた。</p>
現状	<p>基幹相談支援センター設置後は、上記会議に加え、大学教授をスーパーバイザーとして招き、月に1回の頻度で、コンサルテーションを受けている。</p> <p>支援困難事例として多く挙がっている「触法」「地域住民とのトラブル」に関する事例を中心に、権利擁護の視点で、「どのように地域に理解を深めていくか」「弁護士等、専門家の力をどのように活用していくか」等、スーパーバイズを受けながら、相談員のスキルアップを図っている。</p>
課題	<p>計画相談支援事業所の相談員が事例検討やコンサルテーションに加わっていないため、計画相談支援事業所を含めたスキルアップの方法。また、受託相談支援事業所毎に得手不得手があるため、障がい種別に関わらず、どの事業所でも一定レベルの支援スキルを身に付けていくこと</p>
展望、構想	<p>計画相談支援事業所を含め、相談支援専門員が大和市としての課題や強みを共有し、お互いに支え合いながら、相談支援を実施していけるように、効果的な事例検討や課題共有の機会を設けていきたい。</p>

取組事例(基幹設置後1ヶ月)

基幹相談支援センターと障がい福祉課の共催で、相談支援専門員向けの研修会を実施。研修会では、制度説明や大和市としての相談支援事業の成り立ち等について説明、意識やモチベーションの共有を図りました。

取組事例(基幹設置後6ヵ月)

相談支援専門員、サービス提供事業所職員向けに、虐待防止研修を実施した。研修会では、大学教授を講師としてお招きし、虐待防止法についてや、虐待防止に向けた視点等、講義とグループワーク形式で、全4回の連続講座として大和市全体としての支援の質を高めるために取り組みました。

取組事例(基幹設置後1年)

大学教授をスーパーバイザーに招き、支援困難事例に関するコンサルテーションを月に1回の頻度で開催しています。権利擁護、地域作りという視点でスーパーバイズを受け、相談支援専門員のスキルアップや必要な視点等について学ぶ機会を設けています。

① 相談支援専門員の人材育成

厚木市障がい者基幹相談支援センター

	厚木市
設置前	<p>障害者協議会の傘下に相談支援部会が設置され、年に2～3回事例検討会を開催していた。ケア会議等にはスーパーバイザー的な立場で出席していた。</p> <p>平成24年度は、障害者虐待防止法の施行に向けて、虐待に係るケースの事例検討を毎月行ってきた。ただし、障がい福祉課の担当者、地区担当ケースワーカーと3委託相談支援事業所の相談員の参加がほとんどで、他相談支援事業所もなく、関係機関等の出席もあまりなかった。平成24年度下半期から、計画相談支援についての課題整理や様式の作成や進行方法等の検討が主となった。</p> <p>平成25年度には、相談支援部会と並行して、指定相談支援事業所を増やす取り組みとして年2～3回の研修会を開催し、相談支援に共に取り組もうと呼びかけ啓蒙した。</p> <p>平成26年度1月から厚木市障がい福祉課主催で厚木市相談支援事業所連絡会が設置され、相談支援に関する情報提供や課題抽出、検討等を行い、実際の進行方法等を確認し合ったり、改善等行えるようになった。</p>
現状	<p>グループスーパービジョン(これ以下「GSV」という)を用いた事例検討会を、10・1・3月に開催する。事業所支援も継続しているが、相談支援専門員個人の相談支援技術の向上や、バーンアウトをさせないためのネットワーク作り、励まし、共感、新たな気付きに主眼を置いている。</p> <p>厚木市相談支援事業所連絡会は、厚木市障がい福祉課と基幹相談支援センターで協調しながら、毎月1回開催している。ミニ研修等やミニカンファレンス等も行っている。GSVの合間の月に、相談支援専門員の課題感を解消したり、質の向上を目的とした研修会を開催する予定。</p>
課題	<p>身体障害を得意とする相談支援事業所が休止したため、身体障害の専門知識を持った相談支援専門員が少ない。知的障害を得意とする事業所が多いため、知的障害を特定している相談支援事業所が多い。全ての障害に対する相談ができるよう知識や相談支援技術を持つことが必要である。</p>
展望、構想	<p>相談支援専門員の支援の質の向上だけではなく、障害福祉従事者や高齢介護保険従事者等、広く地域住民に向けて、障害や障害者のことを理解してもらえるような取り組みや、普及啓発をしなければならないと感じている。そこを基幹相談支援センターがどこまで踏ん張って、ネットワークを使って巻き込みながら、地域包括ケアシステム作りができるかにかかっている。</p>

① 相談支援専門員の人材育成

取組事例(基幹設置後1ヶ月)

平成27年10月に基幹相談支援センター主催で、GSVを用いた事例検討会を開催しました。愛名やまゆり園相談支援事業所が初めての身体障害の方の支援について、事例報告し、対象者の情報等共有し、ストレングスを出し整理し、報告者が特に課題や難しいと感じている部分について、参加者から様々な方法やアイデアを出してもらいました。報告者は、その中から支援に有効そうな方法2点を持ち帰り、次回の事例検討会まで実践することになりました。

日頃の相談支援の中で、固定概念に捉われがちな相談支援専門員の手法と気持ちを開放し、新たな手法の開拓や新しい情報等共有し、心も身体もリフレッシュできました。

取組事例(基幹設置後2ヵ月)

厚木市が提唱している地域包括ケア社会の実現に向けて、地域包括支援センター担当者会議に出席しました。仕様書にも盛り込まれた「地域包括支援センターとの連携推進について」市内8カ所の地域包括支援センターに訪問し、基幹相談支援センターの紹介、障害に係る理解促進のため普及啓発し、情報交換等行いました。

取組事例(基幹設置後3ヵ月)

平成27年12月に障害者週間に合わせて「厚木市障がい者基幹相談支援センターふれあいシンポジウム」を開催し、市の相談支援体制の説明や、基幹相談支援センターの役割、機能、取組み等を発表しました。委託相談支援事業所である「厚木市障がい者相談支援センター」と指定相談支援事業所の紹介も所属の相談支援専門員に行ってもらい、基幹相談支援センターから市の委託、市内の指定の相談支援事業所が全て網羅された冊子を作成しました。

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

逗子市基幹相談支援センター

逗子市	
設置前	支援困難ケースは委託支援事業所の相談支援専門員が主に相談を受けている。市の担当ケースワーカーも必要に応じて共に支援を行っている。
現状	支援困難ケースは委託支援事業所の相談支援専門員が主に相談を受けている。市の担当ケースワーカーも必要に応じて共に支援を行っている。 しかし、サービスがあっても家族の反対があり利用できないケースや、サービスを使える認定はあるが、サービスを行う事業者がいなかったり、人材がいなかったりしているのが現状である。
課題	支援困難ケースとなるのは、選択できるサービスが少ないためとも考えられる。いかにして、サービスを増やし、質の向上を図っていくかが課題である。
展望、構想	サービスが増えない要因として資金面の問題がある。ネットワーク等を有効活用し何らかの働きかけをしていくことが必要である。

取組事例(基幹設置後)

親の高齢化のみならず、障害のある本人の高齢化に伴う、介護保険サービスへの円滑な移行や介護保険サービス、障害福祉サービス併給のあり方、発達障がいや知的障がいと精神障がいとの重複障がいがある方への対応の難しさ、医療機関等との連携について、医療機関、施設等との連携について、重度障がいを有する障がい児の登校や通所への支援のあり方に課題があります。

教育機関、通所施設、医療機関との連携について、現行サービスの利用し難さ、サービスの支援者(担い手)不足、移動支援の利用要件、行動援護、同行援護等の事業所及び支援者不足等について、相談支援事業所、逗子市障がい福祉課参加の逗子市自立支援会議定例会議の中で検討し、平成28年度の基幹相談支援事業で検討会を設置し課題の解決について取り組む方向としています。

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

ふじさわ基幹相談支援センター

藤沢市	
設置前	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所からの相談対応。 ●助言相談支援専門員と利用者との面接に同席。 ●当事者家族からの相談対応。 ●相談事業所に繋がっていないケースのワンストップ機能。 ●困難ケースに対するケース会議等、オブザーバーとして参加。 ●相談員が抱えている課題について、課題の整理や優先順位、支援の見立てを行う。
課題	
展望、構想	

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの

	秦野市
設置前	当センターが運営する「障害福祉なんでも相談室」が、平成18年に開設して以来、3障害の総合相談窓口、拠点として活動しているため、福祉サービスの情報提供から困難支援事例に至るまで、秦野市障害福祉課と連携をとりながら直接対応をしていた。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所からの相談事案については、困難支援事例を移管するのではなく、面談やサービス担当者会議、ケア会議への同席同行等、協働して取り組み、フォローアップをしていく方針をとっている。 ●秦野市相談支援事業所連絡会の事例検討の場を活用し、支援を検討している。 ●当センター内の相談支援事業運営委員会(毎月開催)では、臨床心理士、外部相談支援事業所、秦野市障害福祉課CWを交えたケース検討を実施しており、必要に応じて担当相談支援専門員にも参加してもらい、直接助言をもらったり、検討結果をお伝えしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●当センターが当事者、相談者、関係機関等に総合相談窓口として周知されていることはストロングスでもある一方で、全ての困難支援事例を担うことには限界がある。 ●基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割が明確化されていない。 ●各相談支援事業所の表出されていない困難支援事例のキャッチの仕方に課題がある。
展望、構想	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割を明確化することで、困難支援事例の共有の仕方、移管の仕方を検討していけるとよい。 <p>※秦野市内において、高齢介護分野では、要支援か要介護かどちらになるか分からない場合でも、アセスメント段階から地域包括支援センターとケアマネジャーが協働で対応している。このような体制が障害分野でも活かさないものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設や他職種、他業種他様々な従事者を巻き込み、実践を積み重ねていくことが、相談支援の質の向上につながり、困難支援事例はどこが担うのではなく、それぞれの相談支援事業所が、支援の困難にかかわらず取り組むことができることに繋がっていくと思う。

取組事例(基幹設置後)

月1回開催される委託相談支援事業所連絡会において、支援困難・権利擁護事案の支援経過の確認や支援内容の検討をしています。1事業所の1事例ではなく、秦野市の事例として検討するので、地域課題を抽出、整理できる場にもなっています。

現在この場で、それぞれの事業所が担っている役割を再確認する作業を行っており、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割が明確化してくれば、支援困難・権利擁護事案を検討する場として、今以上に意義があるものになると思います。

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

伊勢原市障害者基幹相談支援センター

	伊勢原市
設置前	2カ所で行っていた委託相談支援事業の時は、支援困難事例に対応するだけの相談員の経験が少ないこともあって、市担当ケースワーカーと共に支援を行っていた。
現状	相談支援事業所が市内に9事業所となり、相談支援部会で行われる事例検討会等を活用しながら、支援困難なケースについても、相談員の偏りはあるが、ある程度までは相談支援事業所において対応している。しかし、関係機関が複数であったり、ケースカンファレンスを行っても意見をまとめることが支援困難なケースについては、基幹相談支援センターにてマネジメント管理をし、役割分担等整理する形で対応している。
課題	相談支援事業所が周知される中、支援困難事例をどの相談支援事業所も受けることになってくる。しかし、各相談支援事業所の相談員数や勤務態勢の問題があり、じっくりと向き合いたくても向き合えない現状がある。相談員との役割分担を基幹相談支援センターにおいて、どのようにマネジメントしていくのかが今後は重要であり、それを担うだけの人材の確保が必要であるとする。
展望、構想	支援困難ケースの対応については、関係機関との連携が必須である。普段より顔の見える関係であることが、いざというときのお互いの支えになる。他分野における支援者とのネットワークづくりを、協議会等において企画できると良い。

取組事例(基幹設置後)

相談支援部会において、相談支援事業所が抱える支援困難事例について、他事業所にも事例を知ってもらうため、また皆で一緒に考えてもらい、相談員の負担軽減を図るために必要に応じて事例検討会を行ってきました。

取組事例(基幹設置後3年)

平成27年度では、相談支援部会において新たにGSVの手法を使った事例検討を行ったため、アイデア出だけでなく、相談員の気持ちが楽になる、笑顔が自然と出るような事例検討を行うことができました。相談員または相談支援事業所だけで支援困難事例を抱えるのではなく、支援者みんな事例について考える形により一体感が生まれ、またそこから見える地域課題の整理へと繋がると考えられます。

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

大和市基幹相談支援センター

	大和市
設置前	<p>委託相談支援事業所と行政(障がい福祉課等)で、月に1度の頻度で、事例検討会(支援方針検討会議)を開催、支援困難事例を中心に、各事業所が事例を持ち寄り、支援の方向性や活用できる社会資源等についての検討を行っていた。</p> <p>しかし、委託相談支援事業所が横並びの立場で、検討を行っていたため、課題解決に向け、方向性を導き出すという点では、不十分さがあり、情報共有の側面が強かった。</p>
現状	<p>基幹相談支援センター設置後は、上記会議に加え、大学教授をスーパーバイザーとして招き、月に1回の頻度で、コンサルテーションを受けている。</p> <p>支援困難事例として多く挙げられている「触法」「地域住民とのトラブル」に関する事例を中心に、権利擁護の視点で、「どのように地域に理解を深めていくか」「弁護士等、専門家の力をどのように活用していくか」等、スーパーバイズを受けながら、相談員のスキルアップを図っていると同時に、支援の方向性について具体的なアドバイスを受け、アドバイスに基づいた支援を実施、次月のコンサルテーションで効果を報告、その後のフォローアップも受けることができる体制を整えている。</p>
課題	<p>支援困難事例について、基幹相談支援センターとして、どのようなバックアップ体制を整えていくことが、地域全体の相談の質の向上につながるのか、相談支援専門員が安心して、支援困難事例への支援を実施していけるためのサポート体制作りが必要なのが課題。</p>
展望、構想	<p>支援困難事例に特化するのではなく、サービス提供事業所も含め、日常支援の中で、チーム支援の視点を更に明確にし、チーム支援を通して、対象者、支援者双方の安心感を構築するための体制作りを進めていきたい。</p> <p>また、安心感に繋がる研修会や勉強会、情報交換・共有の機会等については、基幹相談支援センターの役割として企画・運営していきたい。</p>

② 支援困難事例に対する支援（事業所支援）

取組事例（基幹設置前）

各相談支援事業所での個別の対応が基本（相談支援専門員とCW）で、対応が難しい事例については、月1回に開催されている支援方針検討会議（受託相談支援事業所と障がい福祉課等で構成している事例検討会議）で、支援の方向性等について検討していました。

取組事例（基幹設置前）

個別のケース会議が中心で、相談支援事業所間で、ケース会議開催の必要性等の認識や、関係機関との連携状況がまちまちで、ケースワーク、連携状況、意識に事業所間で開きがありました。

取組事例（基幹設置後）

基幹相談支援センター設置後は、支援方針検討会議に加え、大学教授をスーパーバイザーとして招き、月に1回の頻度で、コンサルテーションを受けています。

支援困難事例として多く挙げられている「触法」「地域住民とのトラブル」に関する事例を中心に、地域生活上のリスクアセスメントの視点で、解決すべき課題の優先順位付けや支援方法等についての検討及び、継続的なスーパーバイズを受けながら、相談支援専門員が孤立しないような検討会を実施しています。

② 支援困難事例に対する支援(事業所支援)

厚木市障がい者基幹相談支援センター

	厚木市
設置前	<p>支援困難ケースについての相談は、全て「ゆいはあと」や3委託相談支援事業所の相談員によるケアマネジメントが主だが(実際、相談支援事業所がゆいはあとに係る3事業所しかなかったこともあり)、市地区担当ケースワーカーも共に同行等は担ってもらっていた。</p> <p>市内の障害福祉サービス提供事業所からも、厚木市援護ケースなら、まずは「ゆいはあと」に相談をすれば、何とかしてくれるだろうとの認知がされており、簡単な相談から、難しい相談まで何から何まで「ゆいはあと」の相談員に頼らざる得ない状況にあった。</p>
現状	<p>基幹相談支援センターと委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割や機能を明確にし、委託相談支援事業所が地域にある「ゆいはあと」と同じ基本相談ができる場所との広報を行い、初回の総合相談窓口を細分化している。全ての相談窓口が「ゆいはあと」との意識から、地区割りをした中で、委託相談支援事業所も窓口業務を担う意識付をしている。市民への広報は、今後も続けていかなければならない。</p> <p>困難支援ケースについては、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所、どちらがどう支援するという事はないが、お互いが連携、協力し合って支援していく方向性で進めている。</p>
課題	<p>当事者や相談者にとっては「ゆいはあと」という存在や認知度や期待や実績は、大きなものがあるよう。また、市内のどの相談支援事業所も新規指定で経験が少ない相談支援専門員が多く、困難支援ケースを担当することに抵抗感があるよう。</p> <p>ただし、困難支援ケースの移管をするのではなく、基幹相談支援センターとして共に考え、バックアップ支援をするとの説明をしている。</p> <p>現状では、委託相談支援事業所が十分に認知されておらず、相談支援専門員の経験も少ないことから、基幹相談支援センターの相談支援専門員が担うことが多い。</p>
展望、構想	<p>困難支援ケースを困難だと感じないようなネットワーク作りと、足りない資源等ある場合、予算を付けたり、新たな公的サービスに頼ることなく、地域力でカバーできる体制作りや、気概を持てるようにしたい。</p> <p>そのためには、基幹相談支援センターが中心となり課題抽出し、整理した中で、障害者協議会で検討し、何らかの手立てができるような体制作りが必要となる。</p>

② 支援困難事例に対する支援（事業所支援）

取組事例（基幹設置前）

「ゆいはあと」の相談支援専門員が、各事業所の困難支援ケースの相談やサービス利用調整を一手に担い、市障がい福祉課の地区担当ケースワーカー（これ以下「CW」という）と協力、連携しながら支援していました。

平成18年10月に「ゆいはあと」を設置してから、市CWは、市障がい福祉課での初回の電話相談や窓口業務等を受け付け、「ゆいはあと」の相談支援専門員に引き継いでいました。市CWは、サービス支給決定や「ゆいはあと」の相談支援専門員と同行等付添支援は引き続き担い、サービス調整等大半の相談支援は「ゆいはあと」の相談支援専門員が担当となりました。高度の困難支援ケースは、市CWも共にサービス利用調整や資源探しを共に行ってはいただけだが、市CWは数年ごとの異動もあり、「ゆいはあと」の相談支援専門員が主体となって支援することが多い状況にありました。

取組事例（基幹設置前）

厚木市・愛川町・清川村障害者協議会にある相談支援部会で、年に数回、困難支援ケースの事例検討会を行っていました。この事例検討会には、市CWも出席しており、「ゆいはあと」の相談支援専門員と議論できる状況にありました。

平成24年度は、障害者虐待防止法の施行に合わせて、虐待に関係すると思われる事例について、毎月事例検討会を行いました。

取組事例（基幹設置後）

基幹相談支援センターが設置され、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の各役割、機能等が、厚木市障がい福祉課から明確に示され、市民にも厚木市広報等で案内しました。

今まで「ゆいはあと」で、ほとんど担っていた窓口業務等を、委託相談支援事業所等にも役割、機能等を担うよう、厚木市相談支援事業所連絡会（毎月開催）やシンポジウム等で方法等検討し助言等行いました。

また、障害者も高齢になることから、高齢介護保険利用者も含め、地域包括ケア社会の実現に向けて、各福祉関係者会議等で、市の相談支援体制や基幹相談支援センターの役割、機能等を普及啓発し続けています。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

逗子市基幹相談支援センター

逗子市	
設置前	平成26年度から社会福祉法人に業務委託を開始した。
現状	平成27年度現在、全体会議、運営会議、定例会議、部門会議(就労支援部門、防災部門)の開催を行っている。
課題	<p>●就労継続支援B型利用に伴うアセスメントから支給決定に至る体制整備(ダイレクトBについて) 就労継続支援B型利用に伴うアセスメントが可能な就労移行支援事業所が少ない。アセスメント体制構築・関係機関の連携(相談支援事業所、特別支援学校、就労移行支援事業所、児童相談所等)。</p> <p>●親亡き後の生涯に渡る生活の場の確保(グループホームの設置等について) 土地や建物の確保(既存の建物の活用等)、近隣住民への障がいや疾患への理解啓発、安定した運営基盤の構築(人材の集まりにくさ、雇用維持が困難等、運営費不足)、入居者の障がいの度合いが限定されること、(障がいが比較的軽く、身辺自立している方に限られてしまう)、入居前からの本人の自立度を高める家族の関わり等の課題があり、検討を重ねている状況である。</p> <p>●防災部門では、逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別支援プランを作成に当たり留意点等を整理し課題を抽出している。</p> <p>●就労支援部門では、逗子市職場体験事業について、特別支援学校と相談員の連携について、就労継続支援B型利用に伴うアセスメントから支給決定に至る体制整備(ダイレクトBについて)の課題が出ている。</p>
展望、構想	定例会議、部門会議を活用し地域課題を解決に向け取り組みを行っていくことを市と協議し実施する。

取組事例(基幹設置後)

逗子市障がい福祉課、基幹相談支援事業所で担当者会議を重ね、地域の課題を抽出し研修を実施しています。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

ふじさわ基幹相談支援センター

	藤沢市
設置前	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所との連携という狭義の意味ではなく、まちづくりという広義の観点から、多職種間で話し合う場と機会が必要。 ●行政における専門職の役割と、事業所における専門職の役割の相互理解が必要。行政と民間が勉強会等を共催し、相互理解を深める機会が必要。 ●障害福祉サービス全体を見通して、課題を抽出する場と機会が必要である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●相談希望者にとって、最初の窓口が分かりにくく、また、困りごとの内容を伝えられない方も多く、結果的に適切な相談支援事業所や行政の窓口等にたどり着かないことがある。 ●委託相談支援事業所の相談員の多くが委託相談支援事業と計画相談支援事業を兼務しているため、利用者および他の支援機関から見て役割、業務がわかりにくい。 ●相談支援事業所間の連携を深める機会が乏しく、各相談支援事業所で支援が完結されてしまっている。相談支援事業全体を分析・評価し、新たな地域課題、社会資源創出をする体制が十分ではない。 ●障害児相談において、委託的機能を有する事業所がない。よって、指定・特定相談支援事業所に委託的相談が多数寄せられ、対応に苦慮しているという現状がある。児童の相談支援体制の整備も喫緊の課題である。
展望、構想	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者の多様なニーズを把握している相談支援事業所同士で連携を充実、強化し、地域課題に対応する新たな社会資源の創出、開発などのソーシャルアクションを行える体制作りが求められる。そのためには、障がい福祉分野のみならず、地域全体の支え合い体制の検討も必要である。 ●相談者の多様な利用ニーズを把握している相談支援事業所は、教育、医療との重層的な支援体制の連携を充実、強化し、地域課題へ向けた、新たな社会資源の創出、開発などのソーシャルアクションを行える場作りが必要である。

取組事例(基幹設置後)

居住事業所、居宅事業所、日中活動事業所(生活介護系)、就労事業所、放課後等デイ事業所、各連絡会の代表者による事業所代表者会議を設置し事務局として参画しています。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの

	秦野市
設置前	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年に発足した「はだの障害福祉ネットワーク」が発足し、平成18年に「障害福祉なんでも相談室」が開設し、はだの障害福祉ネットワークに所属する事業所職員が派遣され、相談員として対応したことで、実践の場で相談支援が共有でき、「個別課題」から「地域課題」を確認できた。 ●平成19年に、平成14年に設置された「秦野市障害福祉事業連絡調整会議」を発展的に移行した形で、秦野市障害者自立支援協議会が設置された。 ●はだの障害福祉ネットワークの中で、相談室から挙げた地域課題を検討していったが、課題が多岐にわたり、1つの場では整理しにくくなったことから、平成21年度から、委員会体制となる(第2期秦野市障害者福祉計画をもとに事業所ごとにグループ編成)。平成23年度からは、秦野市障害者自立支援協議会の下部組織となった。 ●秦野市障害者自立支援協議会、はだの障害福祉ネットワークとも、障害福祉サービス事業所が中心のメンバーであり、地域課題の検討を深めるためには、当事者団体、地域関係者、専門機関等の参加が必要となったことから、平成25年度に再編成、はだの障害福祉ネットワークは発展的解消となった。 ●平成26年度からは、自立支援協議会が条例設置となったため、名称が「秦野市障害者支援委員会」となり、部会機能を果たす組織として「秦野市障害者支援懇話会」が設置された(活動そのものは従前通り)。
現状	<p>平成26年度から、秦野市障害者自立支援協議会が条例に基づいて設置・運営されることとなり、名称が「秦野市障害者支援委員会」と変更になり、部会機能を果たす組織として「秦野市障害者支援懇話会」設置された。活動そのものは従前通りで、秦野市支援懇話会内の各部門で、課題抽出、検討を行い、秦野市、秦野市障害者支援委員会に報告、諮問している。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の抽出 人口に対して障害福祉サービス提供事業所{特に入所施設、就労継続支援B型事業所(以前の地域作業所)}が多く、はだの障害福祉ネットワークが設置されていた当時より、事業所が抱えている課題をキャッチする場、機会が少なくなった。 ●地域課題解決に向けての動き 地域課題の抽出においては、相談支援が要であり、いかに拾い上げ、その課題を形に拘らず、臨機応変に検討していくかが課題となっている。基幹相談支援センターが秦野市障害者支援委員会の事務局運営補助、秦野市障害者支援懇話会事務局を担っているが、きめ細やかな対応ができるまでに至っていない。
展望、構想	<p>基幹相談支援センターが中心となり、当事者、障害福祉サービス提供事業所、専門機関、高齢介護等の他分野、他職種を巻き込み、秦野市障害者支援委員会、秦野市障害者支援懇話会の活動を活発にしたい。</p>

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

取組事例(基幹設置前)

障害者自立支援法が施行される前後のことではありますが、平成17年に「はだの障害福祉ネットワーク」が発足し、実践の相談支援を通して地域課題を共有できたことで、相談支援事業所、サービス提供事業所とも課題への気付きやそれに対して具体的に解決していきたいというモチベーションの高さに繋がりました。

取組事例(基幹設置後)

地域で生活する障害者に必要な相談支援体制を拡充するためにモデル事業として平成26年度から委託相談支援事業所が民生委員児童委員協議会の定例会に隔月訪問しています。地域に根ざした活動をしている民生委員児童委員と顔の見える関係づくりをすることで、地域課題をキャッチしやすくなりました。

現在は委託相談支援事業所のみでの訪問ですが、将来的には民生・児童委員が担当する地区にある指定相談支援事業所に気軽に相談できるような体制を構築していきたいと考えています。

取組事例(基幹設置後)

平成26年度から、秦野市内地域包括支援センターの集まり(秦野市地域高齢者支援センター連絡会)へ、基幹相談支援センターとして参加しています。65歳以降の障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時に起こる課題等も挙げられ、今後協働して取り組めることを検討していきます。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

伊勢原市障害者基幹相談支援センター

伊勢原市	
設置前	平成20年3月に協議会が設置され、福祉サービス部会と就労支援部会の2部会で活動を行っていた。
現状	平成24年度より基幹相談支援センター(障害福祉課)にて協議会を運営している。 専門部会を7部会設置し、各テーマ毎に課題整理を行っている。
課題	部会間で情報を共有しながら連携を図ることで、地域全体の機能強化に繋がる。協議会は地域課題を整理する場として、大きな役割を担う機関であるため、形骸化させないよう協議会運営を総合的にマネジメントする人材が必要である。
展望、構想	7つの専門部会が活発に活動するなか、年3回行われる協議会(全体会)では、各専門部会の活動報告の場となってしまっている。 今後は、部会からの提案を受けた協議事項の検討や、また必要に応じて関係機関への協議会意見の提案等、協議会全体の核となる存在としての活動を行っていきたい。 当事者や家族、そして関係機関や市民に対しても活動内容を広く周知していきたい。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

取組事例(基幹設置後1年)

第4期障害者計画・障害福祉計画策定に向け、当事者へのヒアリング等がスムーズに行えるよう平成26年度より協議会の名称を「伊勢原市障害者と暮らしを考える協議会」と改名し、専門部会に「当事者部会」を新たに設置しました。

取組事例(基幹設置後2年)

協議会の相談支援部会を毎月実施し、相談支援事業の現状把握及び課題整理を行っている中で平成26年度にワーキンググループを設置し、平成27年度以降の相談支援事業のあり方について検討をしました。

平成24年度以降サービス等利用計画(障害児支援計画)の作成を行ってきましたが、相談支援事業が定着化するにあたり、計画相談支援につながらないケース(一般相談)も多く対応するようになりました。相談支援事業所から「**計画相談と同様の支援を行っているが、支援計画の作成及び報酬の仕組みが現サービスにはない**」とのことで問題提起があったため、「生活応援プラン」を作成し、モニタリングを3ヶ月に1回以上を行うケースを目安に、計画相談支援同様に報酬を支払う仕組みを作りました(平成27年度～)。

取組事例(基幹設置後3年)

相談員の担当するケース数に限界が生じてきており、新規ケースの受け入れが困難な状況になっています。そのため、新規ケースの割り振り方について、相談支援部会ワーキングチームにて協議検討を行いました。

各相談支援事業所より4半期毎に新規受入れ可能件数について、基幹相談支援センターに報告し、受け入れが困難なケースについては、基幹相談支援センターにて各相談支援事業所への振り分けを行う流れとしました。また、各事業所の相談件数等について状況把握及び情報共有を図るため、ワーキングを4か月に1回継続実施し、相談支援の流れについて点検評価しました(平成28年度～)。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

大和市基幹相談支援センター

	大和市
設置前	<p>相談支援事業所の日々の活動を通して、地域課題を整理、協議会に数値報告及び、個別ケース活動報告と言う形で課題提起を行っていた。</p> <p>専門部会については、課題解決型の部会として、ゴール設定を明確にし、課題が解決した段階で、部会を解散し、新たな課題については、新たな部会を設置し、課題を解決していくことを目指していたが、結果を伴う活動という点では、停滞気味であった。</p>
現状	<p>自立支援協議会の活性化のため、本会議のあり方、専門部会編成等について、整理、検討を行っている。</p>
課題	<p>相談支援及び事務局での課題整理、本会議での課題共有と課題解決に向けた優先順位付け、本会議の決定に基づいた課題解決(含、専門部会)という流れを再構築し、協議会に関わりのある人全てが課題と課題解決に向けた動きを共有していくことが課題である。その他、包括的支援等、協議会と同じような会議体が多く、構成員が重なっている会議もあるため、会議体自体の整理も必要である。</p>
展望、構想	<p>平成27年度から本会議の委員構成を変更し、課題意識に根ざした上での検討ができる体制を整えている。具体的には、1年間の大きなテーマを設定し、テーマに沿った課題提起や検討の流れを作り、明確なテーマのもと活動していけるように取り組んでいる。また、本会議での決定に基づく部会活動として、部会活動の報告を充実させ、部会活動の評価の視点を強化し、部会活動の活性化も図りながら、機能する協議会へと脱皮を図っていきたい。</p>

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

取組事例(基幹設置後)

協議会を活性化するため、平成27年度の大きなテーマとして、医療と福祉の連携促進を掲げました。相談支援事業所からの課題提起(地域の中にかかりつけ医を作り、必要な時に安心して繋がることのできる連携体制作りや親亡き後・高齢化に伴う課題等)に基づき、課題整理と課題解決に向けた体制作りのための準備(課題研究チーム)を進めています。相談支援事業からの課題提起を基に、課題整理や検討方法を本会議で議論し、進捗状況についても本会議で管理しています。

取組事例(基幹設置後)

発達障害や境界域の方の触法や地域の中でのトラブルに関する事例を相談支援事業所で多く受ける傾向が目立つため、基幹相談支援センターとして、1ヶ月に1回の頻度で、コンサルテーション(大学教授にスーパーバイザーを依頼)を受ける機会を設けています。

このコンサルテーション事業については、受託相談支援事業所のみならず、計画相談事業所、サービス提供事業所、行政等、検討する事例に即したメンバー構成として、相談支援のみならず、サービス提供事業所等、地域全体として、支援の質を高めていく取り組みをしています。

取組事例(基幹設置前後)

相談支援事業所が月に1回の頻度で、会議(支援方針検討会議)を開催し、各事業所の事例を報告、支援方針の検討等を行いながら、地域課題の抽出を行っていました。

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

厚木市障がい者基幹相談支援センター

	厚木市
設置前	<p>平成26年度末まで、厚木市、愛川町、清川村での三市町村共同設置の地域自立支援協議会だった為、協議会傘下の各部会で、地域課題の整理と検討はしているものの、各市町村で直接的な手立てや施策等による解決には至っていない。</p> <p>発達支援部会では、保育園・幼稚園で保育士等、利用児童の発達相談の重要性と療育方法等の相談できる機会の確保の為、保育園・幼稚園巡回相談を試行した。平成24年度に協議会で必要性を提言し、厚木市では平成25年度予算化され事業化された。平成26年度からは、厚木市福祉総務課発達支援係で厚木市療育支援事業巡回相談として、厚木市として事業を継続している。</p> <p>協議会の当事者団体の委員からは、三市町村共同の協議会や部会だと、それぞれで身近な地域課題の検討が難しく、課題解決に繋がらないとの意見があった。</p> <p>平成25年度の相談支援部会で、計画相談支援から見える地域課題として、3委託相談支援事業所で様式に沿って課題抽出したが、それを協議会等に報告できてなく検討されていない。</p>
現状	<p>平成27年9月に、厚木市単独での障害者協議会が設置され、協議会傘下の実務者会議等(部会に変わるもの)で、厚木市としての課題を抽出し検討を始めている。</p>
課題	<p>協議会で、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所から、相談支援の数と内容の傾向と相談支援専門員のサービス調整等の方法を報告しているが、その報告の中身が、地域課題となり抽出され積み上がり、検討課題となっていない。そこで、検討課題を整理する実務者会議を設置し、さらにコアで検討するワーキンググループを設置する予定となっている。相談支援等から抽出される地域課題等を、当事者や家族、事業所等にどのように手立てとして返せるかが課題である。</p>
展望、構想	<p>協議会傘下の実務者会議で、地域課題の整理をし、さらにワーキンググループ等で、課題解決に向けた取り組みについて検討する仕組みを、いかに軌道に乗せるかが今後にかかってくる。地域課題を抽出し検討まではしたが、何も手立て等が障害当事者や相談者等に返ってこなかったりすると、この仕組みの意味がなくなってしまう。</p> <p>予算や公的な制度等に多くを頼らず、福祉施策や行政制度に頼らない地域での福祉の街作りや、市民誰もが障害福祉を理解し、障害があってもなくても誰もが住みやすい街作りをしたい。基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等は、協議会を活用して情報や課題感を共有し、実務者会議、ワーキンググループで課題解決に向けた取り組みを続け、なかなか解決は難しくてもその検討経過は、協議会委員や当事者、家族、関係者等、市民に見えるようにしたい。</p>

③ 協議会を活用した地域課題の整理と検討

取組事例(基幹設置前後)

【障がい者協議会の取組み】

平成27年9月に第1回目の障害者協議会の代表者会議を開催し、障害者協議会のあり方について、実務者会議の傘下にプロジェクトチームを設置し、課題解決型の協議会にすることが、市障がい福祉課より示され、その中で基幹相談支援センターの設置及び役割についても確認されました。

平成28年度の初めに次回の協議会を開催する予定となっており、実務者会議やプロジェクトの活動報告が行われるが、事務局を担う基幹相談支援センターと市障がい福祉課が連携し、まずは地域課題の解決に向けた検討を共有できるよう、協議会を機能させていくことで今後の方向性の確認をしました。

取組事例(基幹設置後)

【実務者会議の取組み】

平成27年12月に第1回目の実務者会議を開催しました。市障がい福祉課から、厚木市の目指す地域包括ケアシステムについて、「障害者だけでなく高齢者や子どもも含め、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいを感じて、安心して可能な限り住み慣れた地域で生活できる社会を目指す」と具体的な方向性が提示されました。これを基に今年度は、昨年度からの課題の積み残しであった、①厚木市マイサポートブック ②相談支援(相談支援専門員人材育成ビジョン) ③権利擁護 の3つのプロジェクトチームを立ち上げ、社会福祉協議会や地域包括、宅建協会からのメンバーにもプロジェクトに参加してもらい、より具体的に課題解決に向けた動きが加速できるよう、さらに発展していける土台作りを行いました。

取組事例(基幹設置前後)

【相談支援事業所連絡会の取組み】

平成26年度1月から、市障がい福祉課主導で毎月1回開催しています。事前に委託相談支援事業所や基幹相談支援センターで構成する「ゆいはあと」担当者会議にて、課題等を抽出し、議題作成しています。計画相談支援の進め方や方法等確認し合い、課題等はその場で検討しています。

高齢介護保険の地域包括支援センターの担当職員とも、半期に1度合同で連絡会を開催し、グループワーク等で、情報交換し直近の課題等を共有しています。

6 県内の基幹相談支援センターの実態から読み取る現状と課題

調査対象となる設置済みの基幹相談支援センターが7市町と少ないが、その結果からは次のことが考察される。

(1) 設立経緯、設置に向けた課題

設置経緯が「協議会の検討により設置」ではなく「行政主導により設置」ものが5市町あったが、全て行政主導で設置したわけではなく、設立経緯の中で協議会等における検討がされているものがあった。

各7市町にとって基幹相談支援センター設置時の1番の課題は、「業務内容のあり方」、「他の相談支援事業所等との役割分担」であり、その課題の検討の際には、「困難事例への対応」、「地域の事業所へのスーパーバイズ」、「地域の相談支援事業所との連携」、「相談支援専門員の質を上げる研修の提供」を重要視した。

(2) 業務、役割のあり方

基幹相談支援センターとして確実に実施できている業務として、「相談支援専門員の質を上げる研修の提供」は全7市町が回答している。「支援困難事例の地域機関等からの相談」は全7市町で実施しているが「確実にできている」とは回答していないところもあった。

委託相談支援事業、指定相談支援事業との役割分担として、「各相談支援事業所が抱える困難ケースを対応」、「協議会で役割分担の検討を行った」と整理しているところもあるが、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割が明確化されていない」、「基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない」との声もあり、さらなる役割の明確化が課題となっている。

(3) 共通性の高い3項目の現状、課題

①「相談支援専門員の人材育成」

各基幹相談支援センターにおいて事例検討や、グループスーパービジョンの手法を用いた相談支援専門員のスキルアップ研修などを企画し「確実に実施できている」ところだが、相談支援専門員の個々のスキルに対応した研修の実施やバーンアウト防止の取組みの必要性が課題として挙がっているため、さらなる充実が求められている。

基幹相談支援センター内の相談員についても「基幹相談支援センターにおける相談員のスーパーバイズ機能について検討が必要」「限られた人員配置のため緊急対応、アウトリーチ支援が不十分」といった意見もあったため、配置する人材の質的・量的な強化が求められている。

②「支援困難事例に対する支援（事業所支援）」

支援困難事例について、基本は各相談支援事業所に対応し、その上で基幹相談支援センターが関与する形で役割を整理しているところが多いが、各相談支援事業所では「経験が少ない相談支援専門員が多く、支援困難ケースを担当することに抵抗感がある。ただし、支援困難ケースの移管をするのではなく、基幹相談支援センターとして共に考え、バックアップ支援をするとの説明をしている。現状では、「基幹相談支援センターの相談支援専門員が担うことが多い」

との意見からも、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割のさらなる明確化が課題であるとともに、人材育成の箇所での回答にあった、事例検討の継続・充実、相談支援体制とネットワークの充実は、支援困難事例対応にも共通する事項である。

今後、「支援困難事例はどかが担うのではなく、それぞれの相談支援事業所が、支援の困難にかかわらず取り組むことができる」ように、「支援困難事例に特化するのではなく、サービス提供事業所も含め、日常支援の中で、チーム支援の視点を更に明確にし、チーム支援を通して、対象者、支援者双方の安心感を構築するための体制作り」に向けた取組みが求められている。

また、「選択できるサービスが少ないことも支援困難の原因」であるとの意見は、社会資源の少ない小規模な市町村にとっての切実な課題を指摘している。

③「協議会を活用した地域課題の整理と活用」

協議会による活動はあるものの、課題を抽出し地域課題として検討・対応する流れに至っていないことが課題となっている。

「地域課題を解決すべく協議会を中心に各相談支援事業所と連携・支援体制を構築」できるよう、機能する協議会に向けた体制づくりに向け、「本会議での決定に基づく部会活動として、部会活動の報告を充実させ、部会活動の評価の視点を強化し、部会活動の活性化も図って」いくことが必要である。また、人材育成の箇所での回答ではあったが、「地域に向けた障害者理解、普及啓発」といった地域の底上げも協議会を活用した取組みとして重要である。

(4) 圏域ナビの役割

「圏域ナビに事例検討会への助言や支援困難ケースの対応相談等行っていただき非常にありがたい」「神奈川県人材育成ビジョンに基づき、圏域ナビの指導のもと、相談員のスキルアップ研修としての「GSV（グループスーパービジョン）の手法を使った事例検討会」を実施」といった意見があるように評価され、浸透している。

各基幹相談支援センターが圏域ナビに求めることとして「スーパーバイズ、助言」、「課題、情報の共有」、「人材育成」、「ネットワークの構築」といった意見のほか、新たな視点として「他地域の基幹相談支援センターの動向、基幹相談支援センター同士が意見交換できる場づくり」との意見があったことは注目すべき事項である。

7 まとめ

(1) 基幹相談支援センターの設置状況の類型、委託相談支援事業所等との関係性

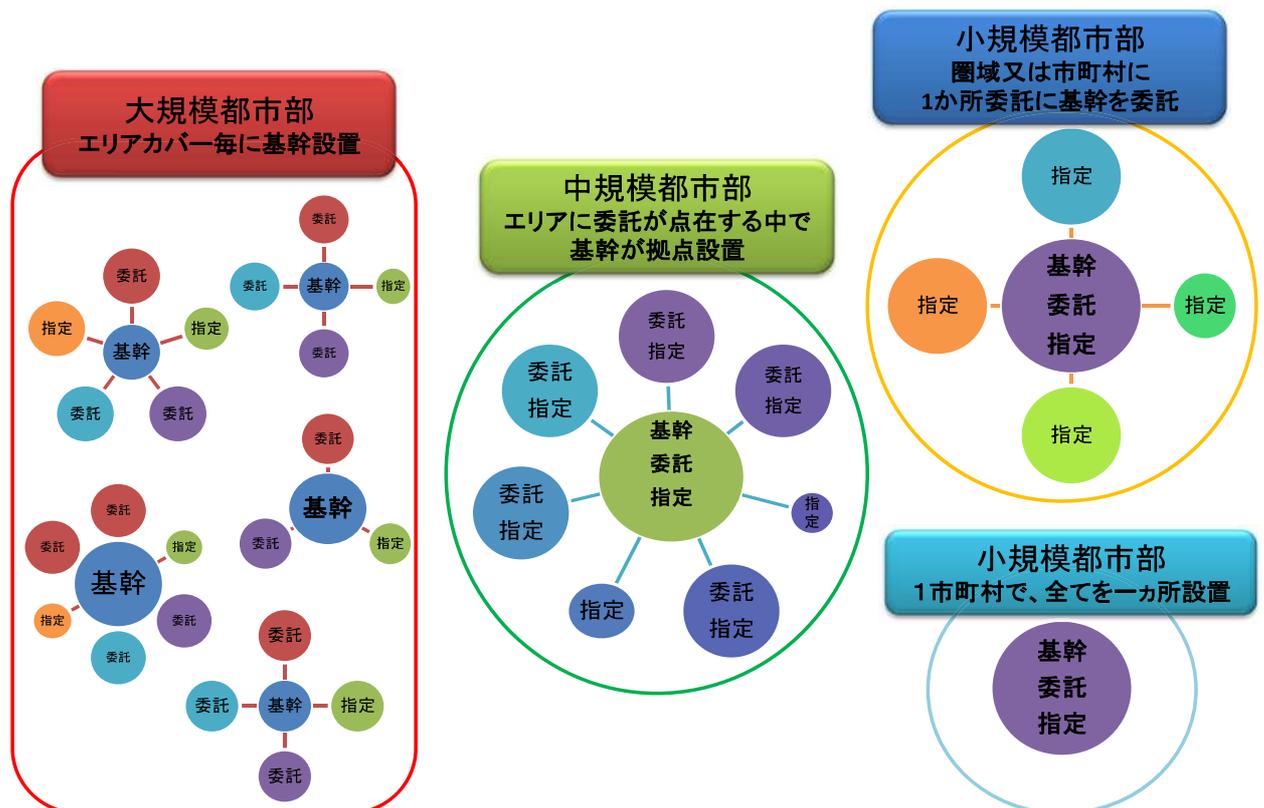
「基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割の明確化」は、設置時の検討とともに、設置後も課題となっているが、本県の調査結果から基幹相談支援センターの設置状況は次の表のように類型化できると思われる。

- ア 基幹相談支援センターと委託相談支援(障害者相談支援事業の委託)、指定(特定・一般)相談支援事業所をそれぞれ設置されている「3層型」
- イ 委託相談支援と基幹相談支援センターが同一事業所に設置され、ほか指定相談支援事業所が設置される「2層型」。障害者相談支援事業の委託と直営の2種類。
- ウ 一箇所に統合されて実施されている「統合型(一箇所)」

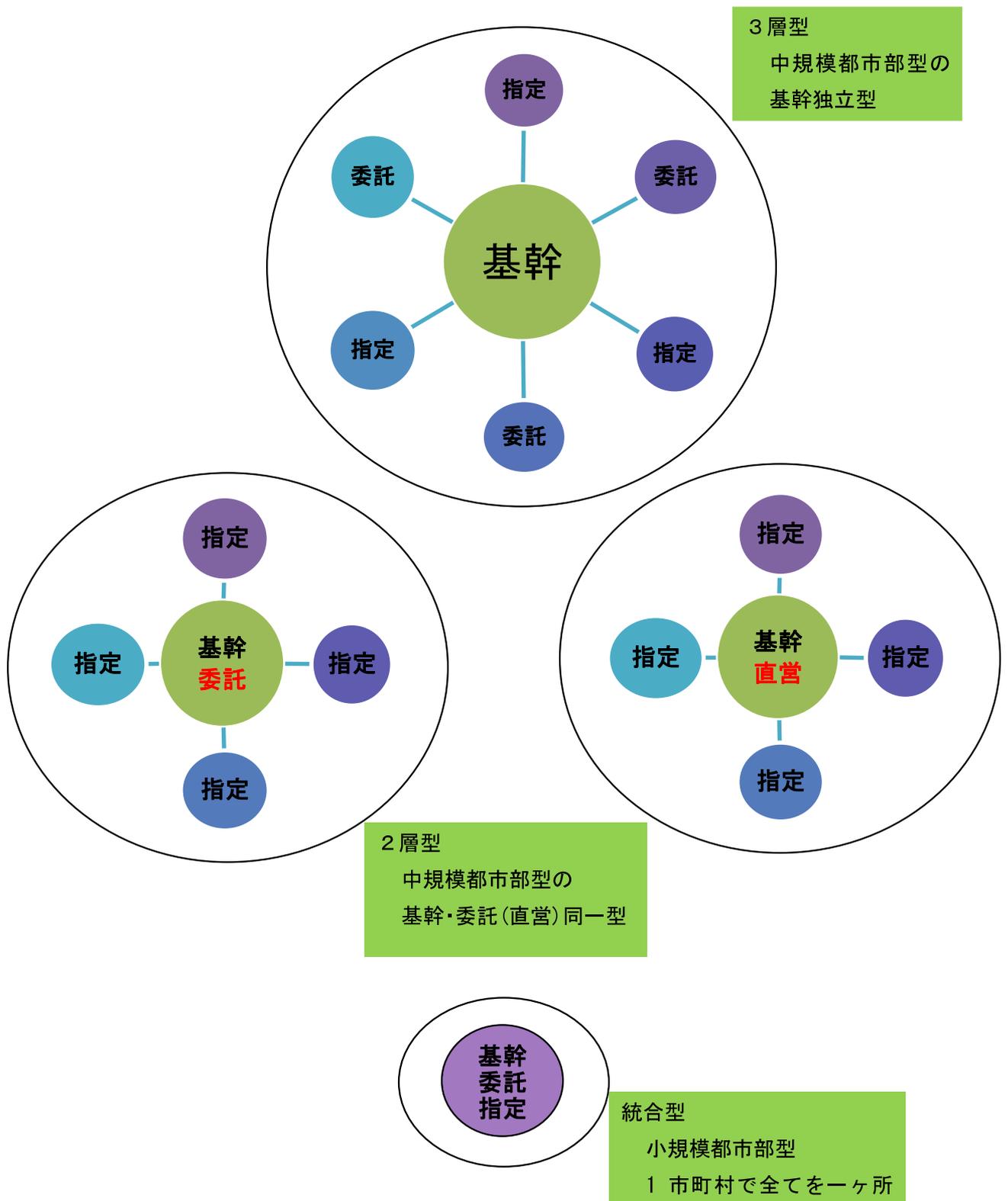
類型	相談支援体制	市町名	備考
3層型	基幹相談 委託相談 指定相談	藤沢市、大和市、 厚木市	基幹相談を 単独設置
2層型 (委託)	基幹相談+委託相談 指定相談	逗子市、秦野市	委託相談に基幹相 談機能を付加
2層型 (直営)	基幹相談+直営相談 指定相談	伊勢原市	基幹相談機能を 市が担う
統合型 (一箇所)	基幹相談+委託相談 +指定相談	大磯町	全てを一ヶ所で実 施

日本相談支援専門協会副代表理事 橋詰正氏による人口規模別の「基幹相談支援センターの設置状況イメージ」では、次の4つの種別に区分している。

基幹相談支援センターの設置状況イメージ



このイメージ図を参考に、本県の構造を示すと次のような図になる。



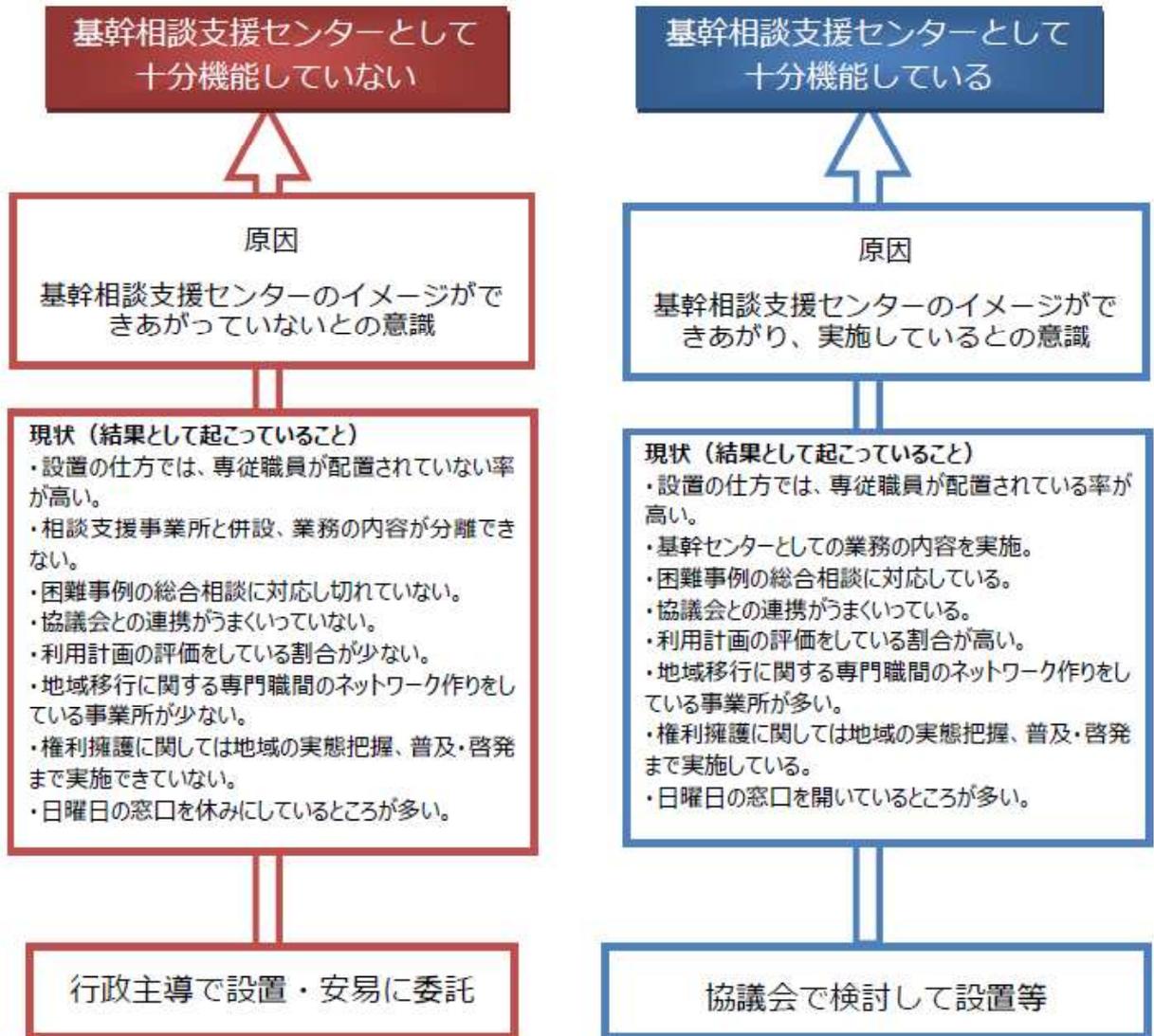
基幹相談支援センター設置における課題として、

- 地域の相談支援体制を整備してきた歴史的背景や経緯
- 基幹相談支援センターに求められる中立性や公平性、専門性の担保

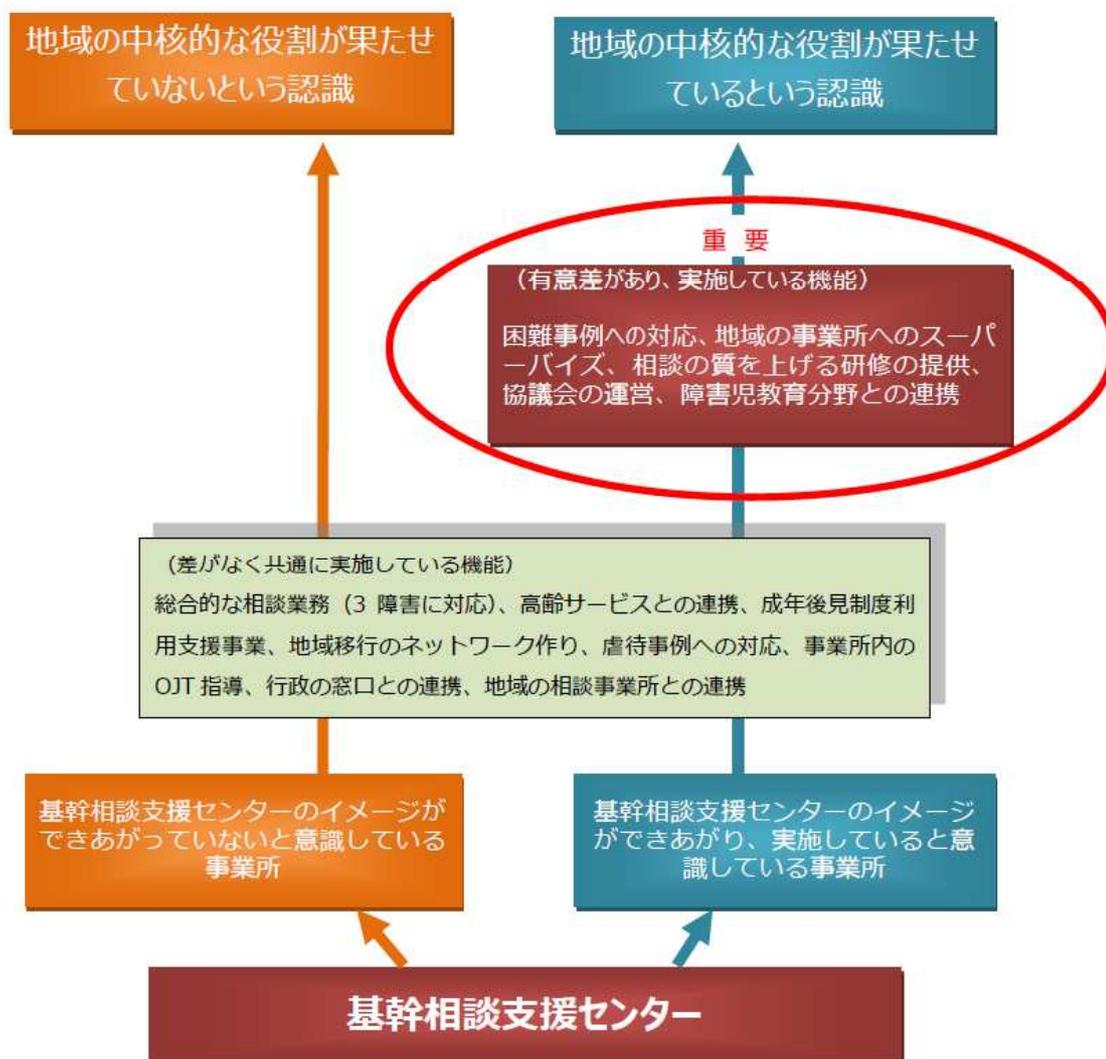
をふまえての「基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割の明確化」について各市町が検討した結果が、この3層型、2層型、統合型に現れていると考察される。

(2) 基幹相談支援センターの役割、機能についての認識

厚生労働省 平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「【基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究】報告書」（平成 26 年 3 月【N@S A】長野県相談支援専門員協会）によると、設置経緯において、行政主導で設置された基幹相談支援センターと協議会で検討されて設置した基幹相談支援センターでは次の図のような違いがあることがわかったと述べられている。



さらに、基幹相談支援センターのイメージを具体化し、実際に実施していると現状を認識している事業所と、イメージが具体化できていない、具体化できているが実施にいたっていないと現状を認識している事業所を比較した時の実施内容を分析した結果を表にした図として次のものが示されている。



本県の調査結果に照らし合わせてみると、設置経緯では「行政主導により設置」であっても設立経緯の中で協議、検討がされているものがあつた。

「支援困難事例の地域機関等からの相談」の実施や「専従職員の配置」もほとんどの基幹相談支援センターで対応している。

しかし、前ページの図の右側の「現状（結果として起こっていること）」の項目のうち未対応のものや、今後の課題となっている事項もあり、「基幹相談支援センターとしての業務イメージ」について「具体化され、実施できている」ところもあるが、「基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない」ものもある。「基幹相談支援センターとして確実にできている事業」はいくつかあり、出来得ることは実施しているが「基幹相談支援センターとして十分機能している」となるよう、より高い目標、レベルを目指して取り組んでいるところと思われる。

ただし、上記図の「有意差があり実施している事業」においては、全ての基幹相談支援センターで対応している事項であり力を入れていることから、「地域の中核的な役割が果たせているという認識」は高いと思われる。

(3) 大和市障がい福祉課長からの寄稿

地域の相談支援体制の主導する役割を担う市町村行政の立場として大和市の熱田障がい福祉課長から市町村域における障害者相談支援体制と基幹相談支援センター設置の経緯等について、大和市の実践をもとに市町村行政の求められる役割等についての寄稿をいただいたので紹介する。

「大和市における基幹相談支援センター設置の経緯、そして今後への期待」

大和市健康福祉部 参事

障がい福祉課長 熱田 辰雄

大和市では、いわゆる親亡きあと支援も視野に入れ、障がいのある方や家族が地域でいつまでも、安心した暮らしができることを目指し、地域に根ざした相談支援事業の必要性を強く意識し、障害者自立支援法施行前の平成 18 年 4 月に本市障がい福祉の核的な役割を担う大和市障害者自立支援センター（指定管理委任）の一業務として位置づけた。

なお、一方、この背景には市職員として必然的に起こり得る人事異動によって発生する担当者の変更に伴い、市民（相談者）から、それまで担当者と構築した信頼関係・情報の持続性において、前向きな改善を求められる声があった。

こうしたことから、さらに平成 19 年以降、他 3 法人を加え、現行の障害者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を開始した。

本市では、地域福祉の要（かなめ）である相談支援事業所間の連携を重視するとともに、各委託の相談支援事業所を自立支援協議会の運営事務局として位置づけ、相談現場で抽出された障がいに係る地域での様々な課題を集約し、その改善に向け「オールやまと」として取り組むことのシステム化を目指した。

当初、相談支援事業所の充実・強化・育成に向け、基幹相談支援センター機能として市障がい福祉課（経験豊富なケースワーカー）がリーダーシップを担い、支援困難ケースの検討会や各種法律制度（生活保護法等を含む）・情報提供等を行い、相談員の質の向上や、機関同士の連携強化を図ってきた。

一方、頻繁な法改正に伴う業務量増加等により、人員体制が厳しくなってきたこと、定期的な人事異動が必須の行政職としての障がい専門知識・蓄積の限界も危惧し、将来あるべきシステムを模索した。

具体的な作業としては、既存の相談支援事業である「なんでも・そうだん・やまと」との棲み分けや、基幹相談支援センターとしての位置づけ、役割、業務の仕様書作成について検討を行い、その機能は、①総合的な相談支援、②ピアカウンセリングのコーディネート、③支援困難事例の解決に向けた検討（大学教授スーパーバイザー毎月 1 回参加）、④相談員スキルアップのための各種研修、⑤障害者虐待防止センター、⑥自立支援協議会（元々 指定管理にて委任）と多岐に渡るものとし、これらを統括し運営をすることでのメリットを期待した。

委託にあたっては、先に述べた本市の相談支援事業の設置経緯を踏まえ、大和市障害者自立支援センターを運営する社会福祉法人すずらんの会に委託することとなった。

サービスの主体者である“障がいのある方”から相談支援事業所が受けるその内容は、障がい受容にはじまり、学校、就労、経済、生活、家族間、虐待、近隣トラブル等々、多種多様であり、1相談支援専門員や1相談支援事業所では、もはや、解決不可能な難題が散見する現状は、本市のみの現象でもないと考える。

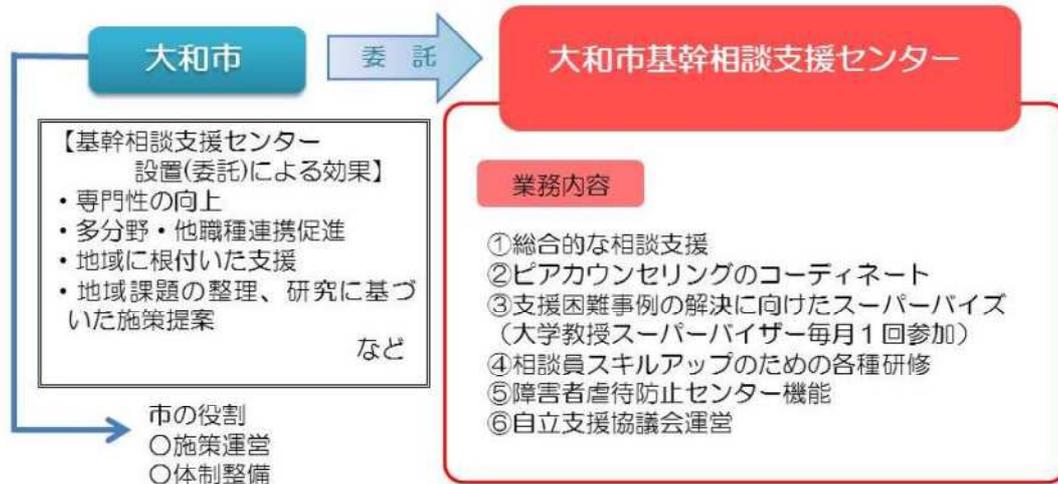
ふり返ってみれば、基幹相談支援センターは、障がいのある人が地域で生活を送ることの支援において、行政サービス・障害福祉サービス事業所等の社会資源という官民を超えた“横の糸”と、相談支援事業所や地域住民が時間的な流れで継続的に支えて見守るという“縦の糸”を紡ぎ、「あんしん」という織物を提供して行く、必要不可欠なシステムであり、作られるべくして作られたものと考ええる。

また、視点を変えてみれば、こうして、現状、そして将来あるべき障がい施策として相談支援体制を構築し、システム化させることができるのは、市町村行政のみであり、同時にそれを具現化して行くことが市町村の責務であるとも考える。それぞれの市町村諸事情により、直営か、委託かは別としても、基幹相談支援センターとしての役割は、障がい者の高齢化をはじめ介護・医療・教育の各分野との連携も強く求められる中、今後益々必要とされていくものと考ええる。

《大和市基幹相談支援センター委託》

「行政」が基幹相談支援センターを担うことの課題

- ・専門性
- ・持続性



役職は平成 27 年度時点のもの

(4) まとめ・今後の展望

今回の調査結果では、県内設置の基幹相談支援センターのご協力により、取組状況の実態が明らかになり、「基幹相談支援センターとして十分機能」していくために果たすべき役割・機能について、現状で何が出来ている、出来ていないのか、今後追求していく課題は何か、といった各基幹相談支援センターの認識、考え方をもとにまとめることができた。

今後、県内の基幹相談支援センターについて、認識している課題や展望への取組み、「【基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究】報告書」で提示された機能を満たしていくうえで、今回の調査結果で明らかになった他の基幹相談支援センターの取組状況が参考になると思われる。また、基幹相談支援センター同士の連携や圏域ナビに期待する役割等の関係性についても、この調査結果をもとに、さらに協議会等で議論を深めていくことが期待される。今回は成年後見、地域移行の相談の充実にあまり触れなかったが、これらも基幹相談支援センターの重要な役割であり今後も検討すべき課題である。

今回の調査結果が、基幹相談支援センターの設置を検討する市町村の参考となり、県内の相談支援体制のさらなる充実につながることを期待する。

あとがき

神奈川県障害者自立支援協議会会長 鈴木 敏彦
(和泉短期大学教授・社会福祉士)

この度、神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業による『「神奈川県内の基幹相談支援センターの実態と求められる役割、機能」に関する報告書』の公表に至りました。

基幹相談支援センター（以下、センターと略記）は、地域における相談支援体制の中核的機能を担うものとして、障害者総合支援法により創設され、県内各市町村においても設置が進められています。現在、障害のある方々に対する相談支援（ソーシャルワーク）は、サービス等利用計画の策定が一定の進捗をみたことにより、「量」から「質」への転換が求められています。相談支援の質の向上を図るためには、センターが地域の相談支援の中核として機能し、自治体や障害児・者支援領域にとどまらない幅広い事業者との連携、地域の多様な社会資源との協働を視野に入れた取組みが重要です。また、相談支援の展開においては、障害当事者を中心に据えたものでなければなりません。

本報告書では、県内7市町のセンター及び自治体に対するアンケート調査、ヒヤリング調査により、センター運営の実態と今後の課題が明らかにされています。調査にご協力いただいた各センター及び自治体の皆さまには心より感謝申し上げます。7つのセンターの先駆的な実践の姿は、今後センターを設置し、相談支援体制の充実を目指す各地域の取組みを促進するための大きな力となるはずです。

一方、本報告書で調査に応じて頂いた7つのセンターは“先駆者”であるがゆえの課題に直面していることもうかがえます。既設のセンター及び今後設置されるセンターがこうした課題を共有し、その解決に向けて協働し取り組んでいくことが重要です。また、課題の共有と解決に向けた取組みには、市町村自立支援協議会、障害保健福祉圏域自立支援協議会、県自立支援協議会が果たす役割も大きいと考えます。

さて折しも、厚生労働省の「相談支援の質の向上に向けた検討会」では相談支援体制の充実を図るべく検討がなされ、報告書案では「基幹相談支援センターの設置促進等について」と題して、下記の通り、センター設置に関して詳しく述べられています。

【基幹相談支援センターの設置促進等について】

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担うものであり、基幹相談支援センター等機能強化事業などによりその設置が促進されているが、質量ともに十分とは言えない状況にある。（平成27年4月時点で429市町村が設置。）

今後の基幹相談支援センターの設置促進に向け、まずは各市町村において障害福祉計画の作成又は変更に際し、相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理するとともに、

基幹相談支援センターの設置に向けて地域のニーズに照らしてどのような機能が必要か、その機能をどのような体制で実施するかを地域の関係者ととも十分に議論して決定することが非常に重要である。このような議論が積極的に行われるためには、(自立支援)協議会が活発に機能し、地域における相談支援の体制に関する課題について協議する必要がある。また、各地域における議論を経て、仮に基幹相談支援センターの設置の見通しが当面立たない場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべきである。さらに、都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取組をフォローするとともに、必要に応じて広域調整などの支援を行うべきである。

また、基幹相談支援センターを相談支援事業者に委託する場合、市町村は、委託する業務を明確にするとともに、委託後も当該事業の効果や地域住民のニーズとの関係の検証など、地域の相談支援の在り方を継続的に検討する必要がある。

※出典：『「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（案）』、相談支援の質の向上に向けた検討会（第5回）資料、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、平成28年7月19日

本報告書で明らかとなったセンターの実情と課題は、国の報告書の方向性とも軌を一にするものといえます。国の報告書とともに、本報告書が参照され、県内各市町村においてセンター設置が進められ、地域の実情、地域の特性に応じた、“その地域ならではのセンター”の展開に活かされることを願ってやみません。

以上

【別表1】 基幹相談支援センター アンケート調査票

＜基幹相談支援センターの基礎的な内容に関する質問＞

問1 設置日(設置予定日)について教えてください。下線に設置年月日を記載して下さい。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 設置・予定

問2 設置に向けて検討し始めたのはいつ頃からか教えてください。下線に年月を記載して下さい。

平成 _____ 年 _____ 月頃

問3 基幹相談支援センターの設置経緯について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 協議会の検討により設置 2 行政の主導により設置
- 3 相談支援事業所の要望により設置 4 当事者・市民からの要望により設置
- 5 その他(具体的に _____)

問4 基幹の設置に向けた検討会議や検討する場の会議等があれば教えてください。下線に会議名を記載して下さい。

問5 問4で会議がある場合、構成メンバーについて教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 市町村障害福祉主管課と委託相談支援事業所
- 2 市町村障害福祉主管課と委託相談支援事業所と指定相談支援事業所
- 3 市町村障害福祉主管課と地域自立支援協議会の運営委員会や協議会委員
- 4 その他(具体的に _____)

問6 問4・5で会議がある場合、会議の開催頻度について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 毎月1回 2 隔月1回 3 必要な時に随時開催
- 4 その他(具体的に _____)

問7 設置に向けての検討で、1番課題となったことを教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 業務内容(仕様書等)について
- 2 設置形態、運営方法について
- 3 基幹と委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の役割分担について
- 4 人員配置、従事者の資格要件について
- 5 その他(具体的に)

問8 貴基幹相談支援センター設置に際し、大切にしたいことの中で上位3つまで教えてください。当てはまる番号を三つ選び、○をつけて下さい。

- 1 総合的な相談業務(三障害に対応)
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 困難支援事例への対応
- 4 地域の事業所へのスーパーバイズ
- 5 相談支援専門員の質を上げる研修の提供
- 6 事業所内のOJT指導
- 7 地域の相談支援事業所との連携
- 8 高齢者サービスとの連携
- 9 協議会の運営
- 10 地域移行のネットワーク作り
- 11 虐待事例への対応
- 12 障害児教育分野との連携
- 13 行政の窓口との連携
- 14 その他、下の口の内容を具体的にお書き下さい。

問9 貴基幹相談支援センター設置前や設置当初に目指していた方向性や理念等がありましたら下の口の内容を具体的にお書き下さい。

問10 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所等との役割分担について、どのように検討されたか、下の口の内容を具体的にお書き下さい。

問11 設置場所について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 市町村庁舎内 2 地域公共施設 3 委託法人所有施設内
4 基幹用賃借事務所 5 その他(具体的に)

問12 設置形態について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 基幹単独型 2 基幹と指定相談支援事業所の併設型
3 基幹と指定障害福祉サービス事業所等の併設型
4 基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型
5 ネットワーク型基幹センター(活動拠点を設けず、協議会がネットワーク化して基幹の役割を果たす等)
6 その他(具体的な)

問13 運営方法について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 行政直営 2 複数法人委託 3 単一法人委託(再委託あり・再委託なし)
4 その他(具体的に)

問14 【問13で 2 複数法人委託、3 単一法人委託 4 その他の場合】と記載された方に伺います。委託の場合の受託法人の種別を教えてください。当てはまる番号全ての○をつけて下さい。

- 1 社会福祉法人 2 NPO法人 3 一般社団法人
4 任意団体 5 その他(具体的に)

問15 人員配置について教えてください。下線に数字(人数)をお書き下さい(再委託等の人員がいる場合は、その人員も入れて下さい)。

- 1 常勤専従職員 _____名 2 常勤兼務職員 _____名
3 非常勤専従職員 _____名 4 非常勤兼務職員 _____名

問16 職種ごとの人数を教えてください。下線に人数をお書き下さい(再委託等の人員がいる場合は、その人員も入れて下さい)。

- 1 管理者 _____名 2 相談支援専門員 _____名
3 ピアカウンセラー _____名 4 保健師・看護師等 _____名
5 事務員 _____名 6 その他 _____名

問17

各職員の所持している資格について教えてください。複数資格を所持している者の場合、
当てはまるもの全てに下線に数字(人数)をお書き下さい
(再委託等の人員がいる場合は、その人員も入れて下さい)。

1 管理者

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

2 相談支援専門員

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

3 ピアカウンセラー

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

4 保健師・看護師等

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

5 事務員

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

6 その他

- 1) 社会福祉士 _____ 名
- 2) 精神保健福祉士 _____ 名
- 3) 介護福祉士 _____ 名
- 4) 相談支援初任研修 _____ 名
- 5) 相談支援現任研修 _____ 名
- 6) その他国家資格(具体的に _____)

問18 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの相談支援事業所の数を教えてください。
下線に数字でお書き下さい(自法人事業所、自事業所も数に入れて下さい)。

- 1 市町村委託相談支援事業所 _____ 箇所
- 2 指定特定相談支援事業所 _____ 箇所
- 3 指定一般相談支援事業所 _____ 箇所
- 4 指定障害児相談支援事業所 _____ 箇所

<基幹相談支援センターの業務内容に関する質問>

問19 業務として実施している内容について教えてください。各項目で当てはまる番号を全て選び○をつけて下さい。

1) 基本相談(一般的な個別相談事業)の実施について

- 1 実施している 2 実施していない

2) 指定特定相談支援の実施について

- 1 実施している 2 実施していない

3) 指定障害児相談支援の実施について

- 1 実施している 2 実施していない

4) 指定一般(地域移行・地域定着)相談支援

- 1 実施している 2 実施していない

5) 困難支援事例対応の実施について

- 1 困難支援事例の個別総合相談 2 困難支援事例の地域機関等からの相談

- 3 実施していない

6) 協議会の運営に関する事業の実施について

- 1 事務局の運営 2 運営委員として参加 3 専門部会の運営

- 4 実施していない

7) 個別事例における事業所間の調整について

- 1 サービス等利用計画の作成依頼の調整
- 2 サービス等調整会議への出席
- 3 その他(具体的に)
- 4 実施していない

8) 市町村の区域を超えた広域的な調整や連携の実施について

- 1 県協議会への参画
- 2 圏域協議会への参画
- 3 障害福祉施策審議会等への参画
- 4 実施していない
- 5 その他(具体的に)

9) カバーエリアの相談支援専門員への支援の実施について

- 1 相談支援専門員からの相談対応
- 2 相談支援専門員のネットワーク作り(組織化)
- 3 相談支援専門員研修の企画
- 4 相談支援専門員研修の実施
- 5 相談支援専門員へのスーパーバイズ
- 6 その他(具体的に)
- 7 実施していない

10) サービス等利用計画の評価の実施について

- 1 実施している
- 2 実施していない

11) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について

- 1 住居サポート事業の受託
- 2 地域資源のネットワーク作り
- 3 社会資源の改善・開発
- 4 情報の提供
- 5 専門職間のネットワーク作り
- 6 その他(具体的に)

12) 権利擁護に関する事業の実施について

- 1 障害者虐待防止センターの受託
- 2 成年後見利用支援事業の受託
- 3 障害者虐待事例への対応
- 4 権利擁護に関する地域の実態把握
- 5 権利擁護に関する地域への普及・啓発
- 6 その他(具体的に)

13) 専門相談に関する事業の実施について

- 1 発達障害相談支援センターの受託 2 高次脳機能障害相談支援センターの受託
3 就労・生活支援センターの受託
4 その他(具体的に _____)

14) その他、基幹相談支援センターとして、市町村、貴事業所の特徴的な取り組みについて教えて下さい。下の口に内容を具体的にお書き下さい。

<基幹相談支援センターの現状と課題に関する質問>

問20 基幹相談支援センターとしての市町村、貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えて下さい。

1) 業務内容について、当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 基幹としてのイメージが具体化できていない
2 基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない
3 基幹としてのイメージが具体化され、実施できている
4 その他(具体的に _____)

2) 次の業務の内、基幹相談支援センターとして確実に実施できている番号を全て選び、○をつけて下さい。

- 1 総合的な相談業務(三障害に対応) 2 成年後見制度利用支援事業
3 困難支援事例への対応 4 地域の事業所へのスーパーバイズ
5 相談支援専門員の質を上げる研修の提供
6 事業所内のOJT指導 7 地域の相談支援事業所との連携
8 高齢者サービスとの連携 9 協議会の運営
10 地域移行のネットワーク作り 11 虐待事例への対応
12 障害児教育分野との連携 13 行政の窓口との連携
14 その他(具体的に _____)

3)現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことができているかどうかを伺います。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 できている 2 ある程度できている 3 あまりできていない
4 できていない

4)【上の設問で3・4】を選ばれた市町村、事業所に伺います。その原因はどのようなことだと考えていますか。当てはまる番号を全て選び、○をつけて下さい。

- 1 財源が不足している 2 必要な人材が確保できない
3 行政と連携ができない 4 他専門職との連携ができない
5 職員の資質に課題がある 6 担う業務が煩雑すぎる
7 地域の障害者に理解されていない
8 地域の事業所に認められていない
9 国の示す基幹のイメージがわかりづらい
10 地域の相談支援体制ができていない
11 その他(具体的に)

問21 基幹相談支援センターと神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業にある、各圏域の地域生活ナビゲーションセンターと連携、協力関係がどの程度できているか伺います。当てはまる番号を一つ選び、○をつけて下さい。

- 1 十分できている 2 必要なことはできている
3 あまりできていない 4 できていない
5 その他(具体的に)

問22 基幹相談支援センターとして圏域地域生活ナビゲーションセンターにどのようなことを求め(期待)ますか教えて下さい。下の口の内容を具体的にお書き下さい。

--

問23 今後の基幹相談支援センターの展望、構想について伺います。考えておられることがあれば下の口にお考えを書いて下さい。

--

神奈川県 相談支援専門員 人材育成ビジョン(Ver.1)



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

目次

- 1 はじめに
- 2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的
- 3 神奈川県で求められる相談支援専門員像
- 4 相談支援専門員に必要な力

(参考資料)

(用語解説)

1 はじめに

- ◆ 神奈川県では、これまで県、横浜市、川崎市の3か所で、相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）を実施し、相談支援を担う人材養成に取り組んできました。
- ◆ 平成24年4月の障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援の充実が図られ、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児者にサービス等利用計画（以下、計画）の作成が必要となりました。
- ◆ 計画作成については、量的拡大のみならず、質的な向上が喫緊の課題となっています。そのためには計画を作成する相談支援専門員の人数が確保され、作成される計画の質的な担保とともに相談支援専門員の業務の標準化が必要となっています。
- ◆ また、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行される予定であり、今後相談支援専門員に求められる役割が増えることが想定されます。
- ◆ 神奈川県障害者自立支援協議会の研修企画部会では、相談支援従事者研修の実施方法に加え、相談支援の提供体制整備について検討を進めてきました。その過程において、相談支援専門員一人ひとりが日々の実践の中で拠り所となる基盤（軸）が必要であること、また、どの研修の修了者であっても質の高い相談支援を行える人材を養成していけるよう、相談支援専門員の養成に関する目指すべき方向性を明確化し、共有していく取組みが必要であるとの結論に至りました。
- ◆ これまでの現状及び研修企画部会の検討を踏まえ、ワーキンググループを設置し、相談支援専門員の人材育成指針となる「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」を策定しました。今後はこのビジョンが、相談支援専門員一人ひとりが振り返りを行う際の基盤（軸）となるとともに、地域（市町村）において相談支援専門員の資質向上の取組みがより一層進むことを切に願っています。

2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的

- ① 相談支援専門員一人ひとりが、日々の実践の中で振り返る際の拠り所となる基盤（軸）となるものを提示します。
- ② 相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）の目指すべき方向性の明確化、共有化を図ります。
- ③ 市町村域で相談支援専門員の資質向上に向けた研修等を実施する際の方向性を示唆します。

3 神奈川県で求められる相談支援専門員像

- 相談支援専門員の役割及び責務は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」において示されていますが、その役割及び責務は、サービス等利用計画作成に関するものが中心であり、相談支援専門員としてどのような人材が求められるかは示されていません。
- 本ビジョンにおいては、神奈川県で求められる相談支援専門員像を次のとおり提示します。

利用者の夢や希望、葛藤を含めて、一緒に考えていくか

※1

かわりの中で利用者との信頼関係を築き、地域で安心して

※2

生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を行い、その

※3

ためのネットワークや地域づくりの働きかけができる人材

※1 相談支援専門員の基本姿勢（スタンス）

※2 相談支援専門員の目的

※3 相談支援専門員がやるべきこと



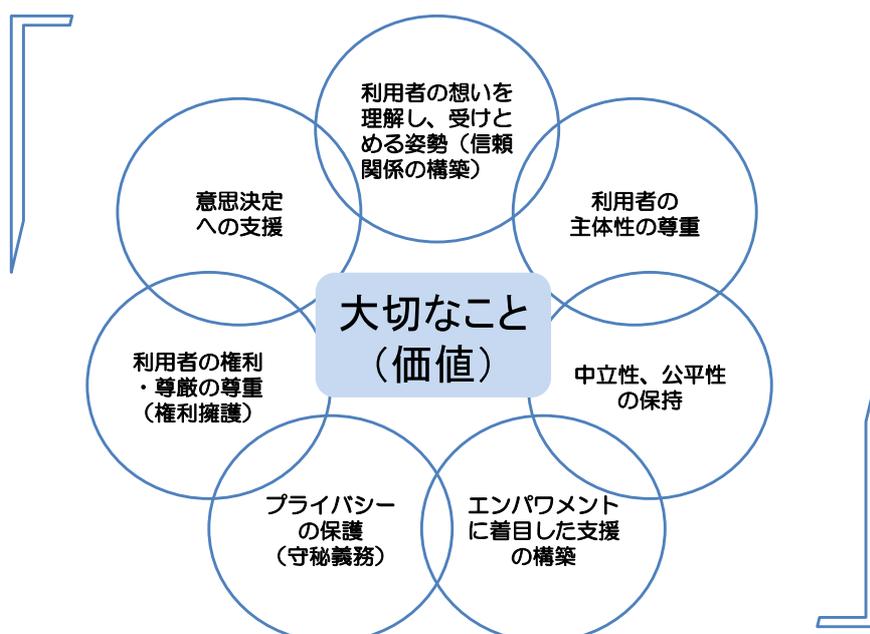
4 相談支援専門員に必要な力

大切なこと（価値）

相談支援専門員は、障害の有無にかかわらず全ての人の尊厳を認め、利用者の意思や主体性を尊重し、夢や希望の実現に向けて、利用者及び家族と信頼関係を築く力が求められます。

また、相談支援専門員は、利用者との関係において、人として平等であっても、福祉サービスを利用する立場にあることで期待と同時に不安を抱えていることを理解しなくてはなりません。その上で、利用者が人として尊厳を持ち、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう、エンパワメントに着目し、利用者を取り巻く人間関係、社会環境を調整していく必要があります。

- 利用者の想いを理解し、受けとめる姿勢（信頼関係の構築）
- 利用者の主体性の尊重
- 利用者の権利・尊厳の尊重（権利擁護）
- エンパワメントに着目した支援の構築
- 意思決定への支援
- プライバシーの保護（守秘義務）
- 中立性、公平性の保持

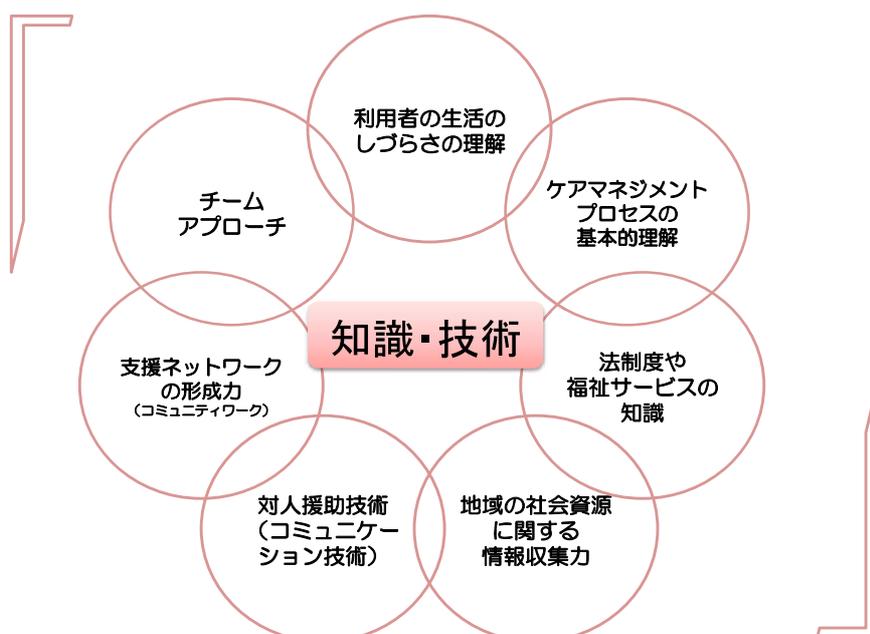


4 相談支援専門員に必要な力

知識・技術

相談支援専門員は、法制度や福祉サービスについての正しい理解と知識を持ち、様々な地域資源の情報を有していることが必要です。また、相談支援に関する専門知識の習得及び技術の向上に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者と個別のニーズや地域の実情に即して創意工夫しながら連携を図り、利用者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行っていくことが求められます。

- 利用者の生活のしづらさの理解
- 法制度や福祉サービスの知識
- ケアマネジメントプロセスの基本的理解
- 対人援助技術（コミュニケーション技術）
- チームアプローチ（関係を作る力）
- 支援ネットワークの形成力（コミュニティワーク）
- 地域の社会資源に関する情報収集力



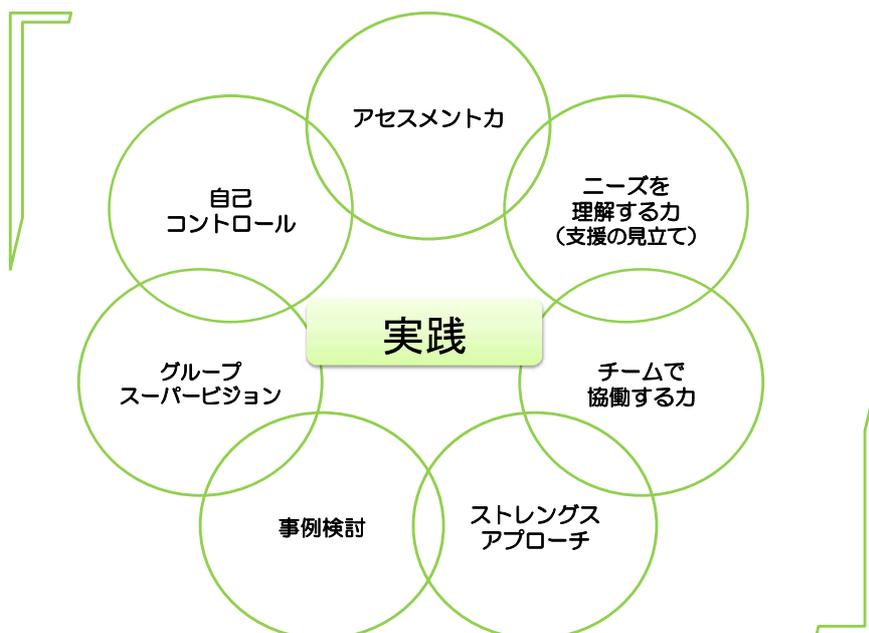
4 相談支援専門員に必要な力

実践

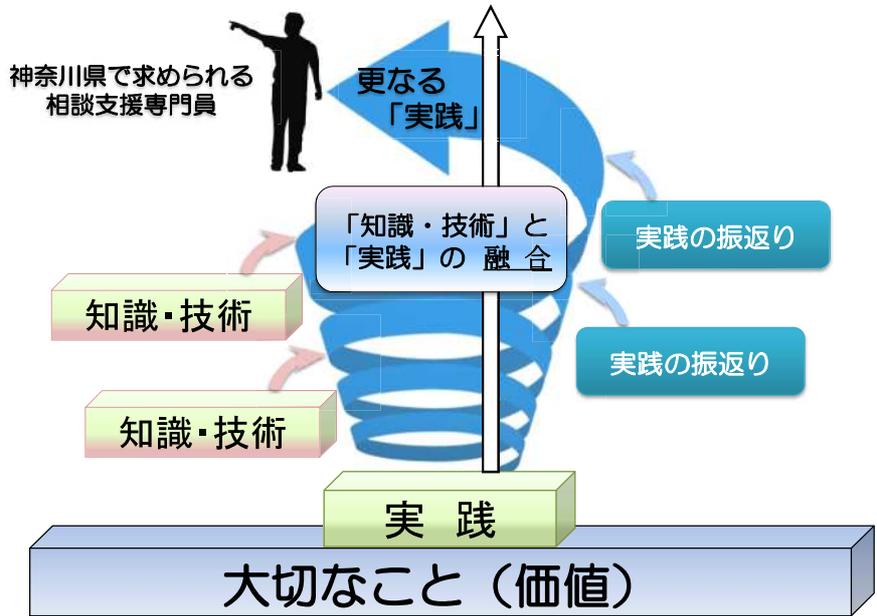
相談支援専門員は、相談支援従事者研修等で身につけた知識や技術を実践に活かしていくことが求められます。実践する力は、支援が効果的に行われたか（結果）、支援が適切に行われているか（方法・手段）、支援がいかなる理解に基づいて行われているか（理解）といった視点で自身の支援を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことで身につけていきます。

また、実践場面では利用者と相談支援専門員の心は連動して揺れ動いています。互いに影響しあいながら支援が展開されるため、自己が出現しやすく、時には利用者の感情に巻き込まれてしまい、自分の内面の葛藤に苦しむこともあります。そのため、専門職として自分の心の揺れ具合を素直に見つめ、抱んでおくことや、相談支援専門員が孤立し、一人で抱え込まないように相談支援専門員間の連携体制の確保も欠かせません。

- アセスメント力
- ニーズを理解する力（支援の見立て）
- チームで協働する力
- ストレングスアプローチ
- グループスーパービジョン
- 事例検討
- 自己コントロール



相談支援専門員に必要な力の循環・成長イメージ図



参考資料

※ 障害福祉に携わる従事者のほか、保健・医療・高齢者福祉等分野の専門職の方々に
対しても障害福祉の法制度等の共有化を図るために国資料等を掲載しております。

障害者ケアガイドライン(一部抜粋)

平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者ケアマネジメントとは

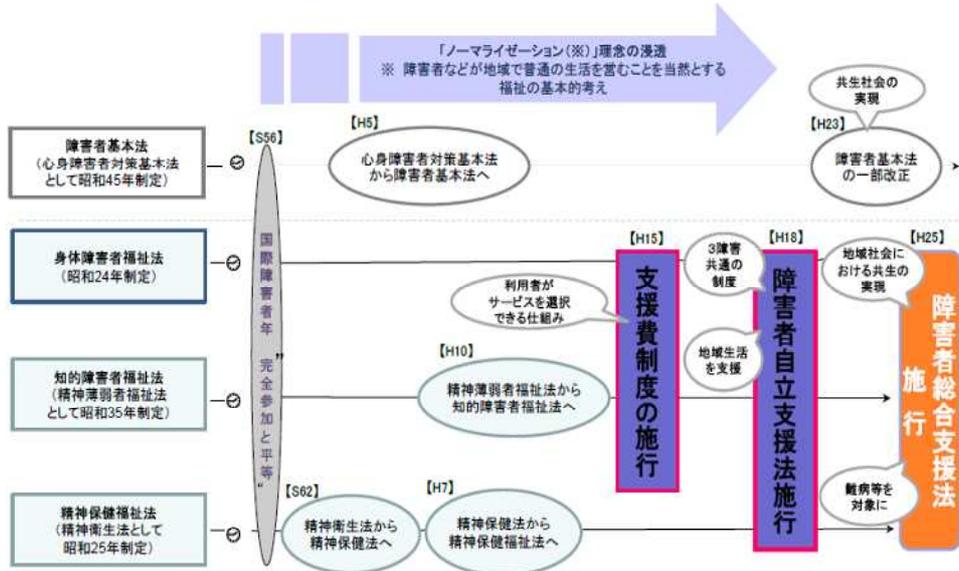
- ① 障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、
- ② そのニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、
- ③ 複数のニーズを適切に結びつけ調整を図るとともに、
- ④ 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、
- ⑤ さらに社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力

障害者ケアガイドライン掲載URL <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>

障害福祉施策の歴史



相談支援に関する平成20年当時の議論 (平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会(報告)資料より一部編集)

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
 研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
 - ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
 - ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)
- 従来の市町村が支給決定した後には計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
 - サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
 - 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

障害者自立支援法改正(H24.4)について

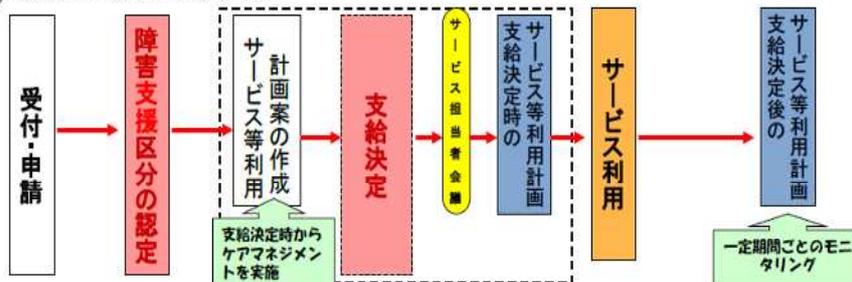
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

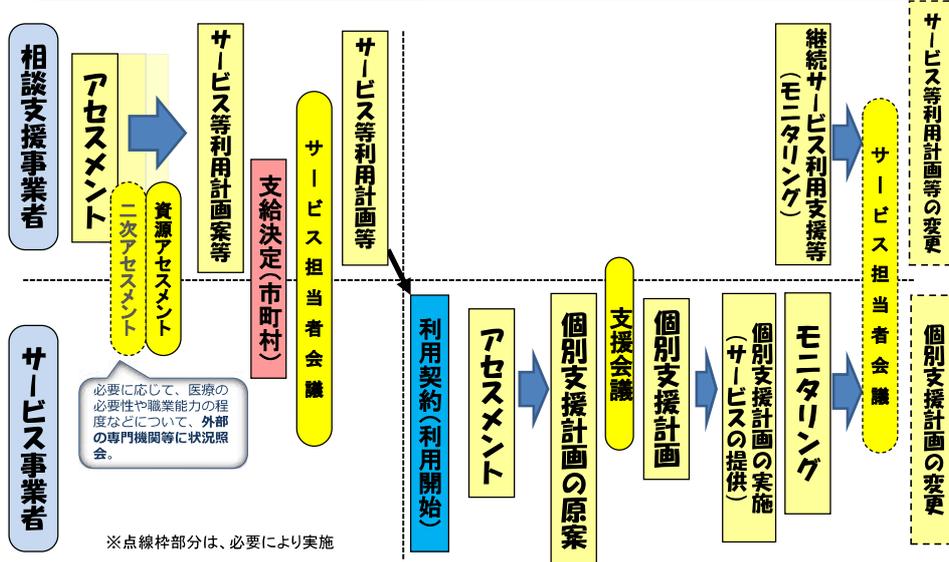
① 趣旨	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記 		
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 		
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 		
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の費用給付化] 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を助案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 		
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。] 		
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行	
<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化) 		
(その他)		<p>(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>
		<p>[1](3)(4)(5)：公布日施行 [2](4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行</p>

支給決定プロセスの見直し等

- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを助案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児利用支援計画の作成対象外。
- 法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



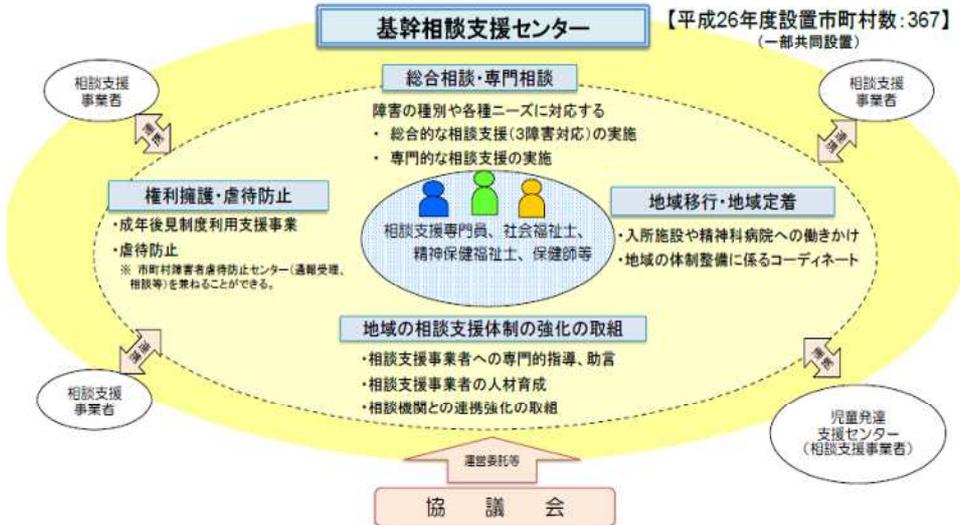
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員の資格を有するには、次の1及び2の要件を両方とも満たす必要があります。

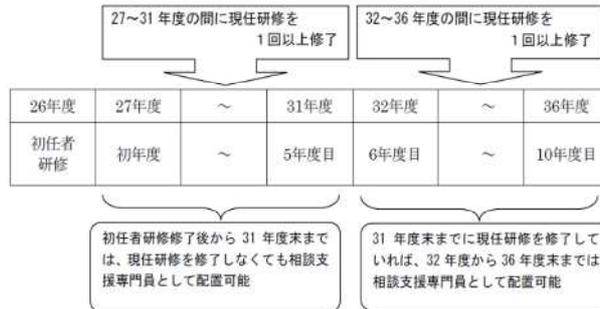
1 必要な実務経験を満たしていること

実務経験の対象となる業務や年数については、平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

2 研修の受講要件を満たしていること

平成18年度以降、相談支援従事者初任者研修(もしくは追加研修)を修了しており、その翌年度から相談支援従事者現任研修を5年度毎に1回以上受講修了していることが必要です。

例：平成26年度に初任者研修を修了している場合



用語解説(1)

相談支援従事者 研修	障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とし、「相談支援従事者研修事業実施要綱」に基づいて実施するもの。 ①相談支援事業に従事しようとする者に対して相談支援従事者初任者研修、②一定の経験を有する者に対して相談支援従事者現任研修、③上記②の対象者に対する専門コース別研修がそれぞれの研修カリキュラムに従い実施される。
エンパワメント	個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことである。
ストレングス	利用者の持っている「強さ」(能力・意欲・自信・志向・資源など)。利用者の「強さ」に焦点をあてて支援(働きかけ)をしていくことにより、利用者自ら問題を解決していく力を高めることにつながる。
個別(対人)援助 技術	社会福祉固有の援助技術の一つ。問題解決のために、社会資源を活用するなどサービスを提供する形をとり、こうした援助を円滑に展開するための専門的な技術。個別(対人)援助技術においては、言語的・非言語的コミュニケーションの両方が積極的に用いられる。

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典(中央法規)

用語解説(2)

グループスーパービジョン	スーパービジョンの手法の一つで、複数名で行うもの。スーパーバイザーが、支援者であるスーパーバイザーから、担当している事例の内容、支援方法について報告を受け、それに基づきスーパーバイザーに適切な助言・指導を行うこと。機能として、①管理的機能、②教育的機能、③支持的機能の三つが挙げられる。
事例検討	日常の介護・支援を意識化して「事例」として取り上げ、「検討」を加えることにより、支援者の支援技術を高めようとするもの。日常の何気ない介護・支援の中の驚きや気づきを検討することに独自の価値がある。
アセスメント	事前評価、初期評価。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために支援活動に先だて行われる手続きをいう。
モニタリング	ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスが十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。
(自立支援)協議会	障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。地方公共団体が単独又は共同で設置する。

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典（中央法規）

神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会 相談支援従事者人材育成ワーキング(かながわワーキング)名簿

所属	氏名	備考
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長	富岡 貴生	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室長	岡西 博一	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係	山脇 知恵	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター総合相談室担当係長	飯塚 英里	横浜市障害者自立支援 協議会人材育成部会
川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援係	川上 賢太	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 れいんぼう川崎在宅支援室	浦田 健司	川崎市地域自立支援協議会 研修部会
相模原市健康福祉局福祉部障害政策課	金井 理代	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 相模原市基幹相談支援センター	小林 麻衣子	相模原市障害者自立支援協 議会相談支援技術向上部会
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	福田 桂子	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員

事務局 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

**研修企画部会及び相談支援従事者人材育成ワーキング
(かながわワーキング)開催状況**

	日 時	検 討 内 容
第1回部会	平成26年7月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況 ・平成27年度相談支援従事者研修の実施方法 ・相談支援従事者の人材育成ビジョン及び研修体系について
第1回WG	平成26年9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市、川崎市、相模原市の協議会(部会)における取り組み状況 ・研修体系等の対象者 ・相談支援従事者(相談支援専門員)に求められるもの
第2回WG	平成26年10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な技術(専門性)
第3回WG	平成26年12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な力(技術・専門性・主体性) ・人材育成ビジョンの目次
第4回WG	平成27年1月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な力 ・神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(案)
第2回部会	平成27年2月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況 ・相談支援従事者人材育成ビジョン検討ワーキングの検討結果について

:かながわワーキング開催状況

神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(Ver.1)

平成27年3月

作成:神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会
 相談支援従事者人材育成ワーキング
 (事務局)神奈川県 保健福祉局 福祉部 障害福祉課
 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
 電話:045-210-1111(内線4715)
 FAX:045-201-2051

利用対象者

- 藤沢市内在住の障がいのある方と、その家族及びその支援者
- 藤沢市内に事業所のある相談支援に関する機関及び相談支援業務に携わる方

利用方法

電話、FAX、メール、来所相談の他、ご希望の場所への訪問

窓口のご案内

開所日：月～金
開所時間：8：30～17：00
閉所日：土・日・祝祭日
及び年末年始

連絡先

TEL 0466-47-7462

FAX 0466-47-7442

mail epomeiku@tuba.ocn.ne.jp

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいくは、平成25年10月に市内の障がい福祉に携わる諸法人の協力のもと特定非営利活動法人として設立し、中立・公正な位置づけとして藤沢市より基幹相談支援センターの業務委託に至りました。藤沢市の相談事業の中核として一層の充実を図っていききたいと思えます。

誰もが自分らしく、暮らすことのできる地域社会を目指しています。



住所：藤沢市辻堂神台
2-2-1
アイクロス湘南2階
JR東海道線 辻堂北口
徒歩5分

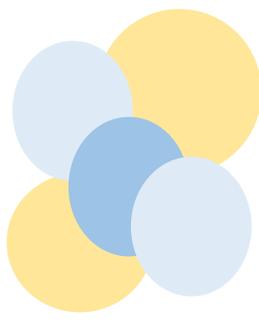
ふじさわ基幹相談支援センター



えぼめいく

ひとり一人の思いを大切に・・・

わたしたちは、誰もが自分らしく暮らしていけるよう、みなさんと一緒に考えます。

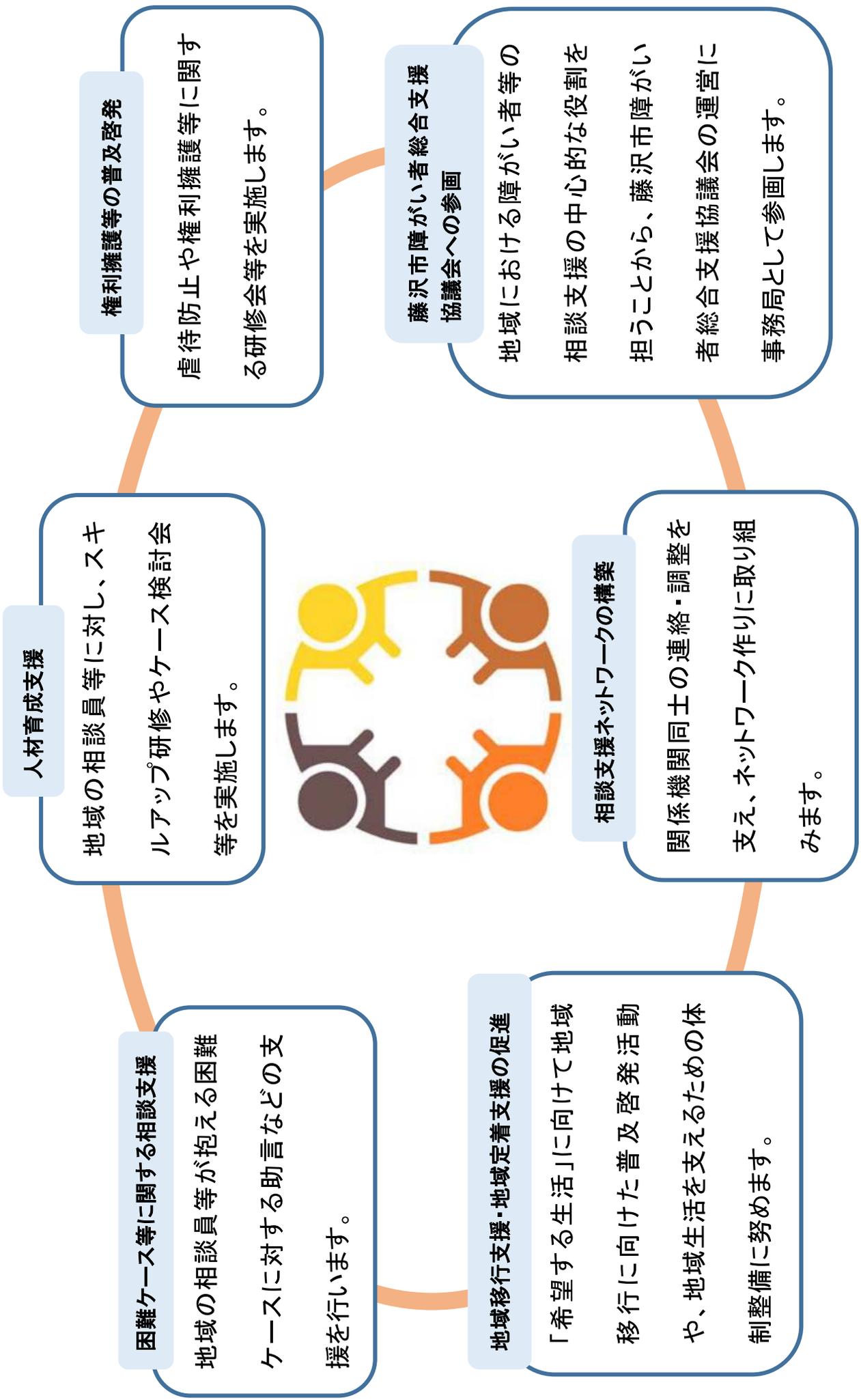


～つながる～

特定非営利活動法人
藤沢相談支援ネットワーク

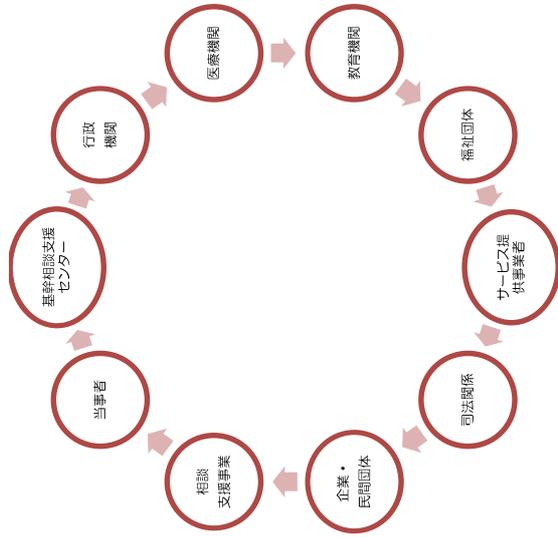
ふじさわ基幹相談支援センターえぽめいくの役割

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的にを行います。



地域で支えるネットワーク

作りを応援します

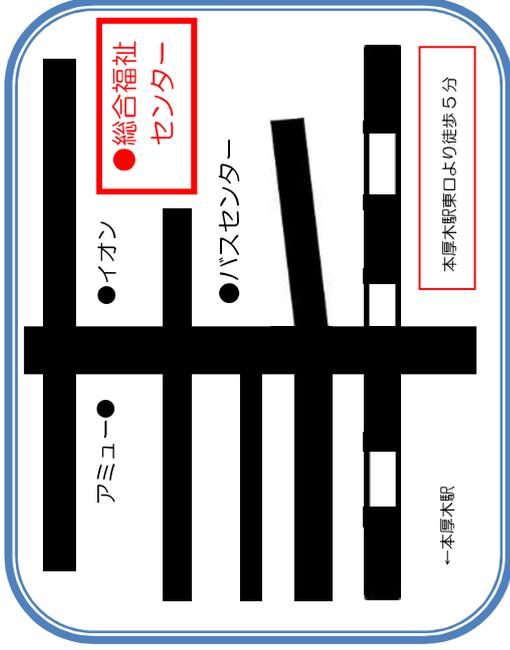


厚木市障害者総合相談室

「ゆいはあと」

(障がい者基幹相談支援センター)

私たち厚木市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用、申請のお手伝いなどをする総合的な相談窓口です。障がいの種別や年齢に関係なく全ての方々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために必要なサポートを行います。また、個別の相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、各種の研修会やGSVを用いた事例検討会の開催、地域包括支援センターや障がいのある方の支援に係る地域の関係機関との連携に努め、地域包括ケア社会に向けた相談支援体制の構築に努めます。



厚木市障がい者基幹相談支援センター

〒243-0018

厚木市中町1-4-1

(厚木市総合福祉センター内2階)

電話：046-225-2904・2905

FAX：046-295-3410

MAIL：yuihaato2006@bz01.plala.or.jp

開所日：月～金曜日

8：30～17：15

第1日曜日・第4土曜日

10：45～19：30

休館日：第1日曜日・第4土曜日を除く、

土・日曜日及び祝日、国民の休日

基幹相談支援センター の役割

- 相談支援事業所・地域包括支援センターとの連携強化
- 研修会・GSVを用いた事例検討会の開催
- 困難事例への対応・各相談支援事業所への助言
- 地域移行・地域定着の促進
- 交流スペース・ピアカウンセリングの実施
- 障害者協議会の運営



地域の相談支援事業所

事業所名	主な対象	所在地	電話番号
ハートラインあゆみ	特定なし（委託） （厚木・依知・相川）	中町4-6-11 山口ビル201	259-5712
厚木精華園 相談支援事業所	特定なし（委託） （荻野・睦合）	鳶尾4-9-18	280-4410
（株）ミュー相談支援 事業所「わたしの夢」	特定なし（委託） （玉川・南毛利・小鮎）	戸室3-17-11	205-4026
ケアーズ山藤（株）	知・精	妻田南1-21-41 -514	224-1447
相談支援事業所すぎな （紅梅会）こうばい	知	小野2136	247-0311
（愛の森学園）りぼん	知	上荻野5303	241-1621
相談支援 こあゆ	特定なし	森の里青山14-2	281-7787
サポートセンター ハーモニー	知・児童	飯山2385-23 下荻野1173-1 -2B-101	291-2855 404-0663
愛名やまゆり園 相談支援事業所	特定なし	長谷420-2	248-3950

対象

厚木市にお住まいの障がいのある方、家族、その他生活に困難を感じている方。身体、知的、精神的、発達、高次脳、難病など、手帳の有無を問わず、お気軽にご相談下さい。

相談支援の流れ

- ① まずはお気軽にご連絡下さい。
- ② 電話、来所など、どんな方法でも受け付けます。
- ③ 相談内容に応じて、市、福祉サービス事業所、病院など必要な関係機関や地域の専門機関と一緒に相談内容の解決に向けて考えていきます。
相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

『神奈川県内の基幹相談支援センターの実態と

求められる役割、機能』に関する報告書

平成 28 年 7 月

作成：神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業

圏域事業調整会議

神奈川県 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話：045-210-1111（内線 4715）

FAX：045-201-2051

協力：逗子市基幹相談支援センター 湘南の凧
逗子市障がい福祉課
ふじさわ基幹相談支援センター 藤沢相談支援ネットワーク
藤沢市障がい福祉課
秦野市基幹相談支援センター 総合福祉サポートセンターはだの
秦野市障害福祉課
伊勢原市障害者基幹相談支援センター
伊勢原市障害福祉課
大磯町基幹相談支援センター 地域支援センターそしん
大磯町福祉課
大和市基幹相談支援センター すずらんの会
大和市障がい福祉課
厚木市障がい者基幹相談支援センター かながわ共同会
厚木市障がい福祉課

障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（平成 27 年度受託者）

横須賀・三浦圏域 ラファエル会 鎌倉地域支援室

湘南東部圏域 藤沢育成会 相談支援プラザ

湘南西部圏域 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

県央圏域 唐池学園 貴志園 相談センター ゆいまーる

県西圏域 明星会 相談支援センター エール

圏域事業調整会議事務局 かながわ共同会 愛名やまゆり園